

地域指定年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 47 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度
	昭和 58 年度
	平成 7 年度
	平成 20 年度

白鷹農業振興地域整備計画書

平成 30 年 3 月

山形県西置賜郡白鷹町

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	6
ア	農用地等利用の方針	6
イ	用途区分の構想	7
2	農用地利用計画	12
第2	農業生産基盤の整備開発計画	13
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	13
2	農業生産基盤整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	他事業との関連	16
第3	農用地等の保全計画	17
1	農用地等の保全の方向	17
2	農用地等保全整備計画	17
3	農用地の保全のための活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第4	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	19
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	19
2	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の推進を図るための方策	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第5	農業近代化施設の整備計画	24
1	農業近代化施設の整備の方向	24
2	農業近代化施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	26
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	26

3	農業を担うべき者のための支援の活動	26
4	森林の整備その他林業振興との関連	27
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	28
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	29
3	農業従事者就業促進施設	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第8	生活環境施設の整備計画	30
1	生活環境施設の整備の目標	30
2	生活環境施設整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興と関連	31
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	32
別記	農用地利用計画	33
(1)	農用地区域	33
ア	現況農用地等に係る農用地区域	33
イ	現況山林、原野等にかかる農用地区域	43
(2)	用途区分	44

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

農用地利用計画を策定するための前提条件として、本地域における土地の総合的な利用の方向を次により明らかにする。

ア 土地利用の構想

本町は山形県置賜盆地の北部に位置し、中央部を南から北へ貫流する日本三大急流・最上川を中心に、西は朝日連峰、東は白鷹丘陵に向けて盆地が形成されている。この最上川にそそぐ主な河川は、実淵川、荒砥川、八幡川、大鮎貝川、思川、平田川などがあり、肥沃な土壌をなしている。

白鷹農業振興地域は、旧荒砥町、旧蚕桑村、旧鮎貝村、旧十王村、旧白鷹村、旧東根村のうち、都市計画法に定められた用途地域及び今後農用地として利用することが適当でない朝日連峰の山岳一帯の森林、及び白鷹丘陵の森林地域などを除く全域とする。

土地利用の状況は、農業振興地域面積 7,003ha のうち、農用地 2,615ha、農業用施設用地 23ha、森林原野 2,198a、住宅地 357ha、工場用地 27ha、河川、道路、公共用地などを含めたその他 1,783ha となっている。

人口は、昭和 35 (1960) 年に 24,772 人であったが、各年の国勢調査では、平成 17 (2005) 年では 16,331 人 (△8,441 人)、平成 22 (2010) 年では 15,314 人 (△9,458 人)、平成 27 (2015) 年では 14,175 人 (△10,597 人) と、55 年間で 42.8%が減少しており、人口減少が加速化している。

この間、本町では定住条件の整備を中心に就業機会の拡大と企業の誘致、地域交通網の整備、下水道の整備など、生活環境の整備を重点的に推進し、都市の利便性と農村社会が相互に機能する快適で豊かな田園都市づくりを一貫して進めてきた。しかし、特に日本経済の高度成長が進んだ昭和 30 年代後半から 40 年代前半にかけては、若年労働者の都会への流出により、急激な過疎化が進行し、近年にあつては、少子化による年少人口の減少率が大きいほか、進学率の増加等により高校卒業と同時に転出する傾向が顕著となっている。また、高齢者人口比率は 34.4% (平成 27 年国勢調査) と全体の 3 分の 1 を超え、少子高齢社会が進展している。

町農業の地域経済に占める割合も年々低下している。農家数は昭和 50 (1975) 年の 3,000 世帯から、平成 22 年には 1,449 世帯、平成 27 年では 1,279 世帯と約 6 割が減少し、同じく農業従事者数も昭和 50 年の 4,676 人から平成 22 年には 748 人、平成 27 年では 718 人まで減少している。

このような情勢を踏まえ、農業の効率化を推進するとともに、農業経営の着実な発展を

第1 農用地利用計画

図るため、生産基盤である農用地等の確保を基本としながら、生活基盤との調和のとれた土地利用を計画的に進めていくものとする。

現況農用地のうち最上川両岸に広がる水田地帯は、将来的にも当地域の稲作の中心地として位置付けを行い、大区画化ほ場への再整備等を推進しながら、さらなる効率化、省力化に努めていく。また、主食用米の生産調整を見据え、各集落等における地域の土地利用を見直し、農地の集積、連担化による効率的作業単位を形成していく。

畑地については、耕作放棄地の解消や農地集積等を進め、団地性のある畑地整備の実施により他作物への導入を図ってきた優良農地については今後も引き続き確保していく。

また、本地域内の現況山林・原野については、周辺の農地利用者の意向を十分踏まえながら、将来的に開発等が見込まれる地域のみ、集中して活用していくものとする。特に西山山麓及び白鷹丘陵山麓を横断する農道を基準に有効利用を促進していくものとする。

農業用施設用地については、畜産環境整備などの利用者の意向、また、周辺地域との利用調整などを踏まえながら、その確保を図っていく。

また、これまで鮎貝地区における土地区画整理事業など、都市的土地利用にあたっては、都市計画区域と農業振興地域の利用調整などを行ってきた。今後も都市計画用途区域の周辺では、住宅開発あるいは工場用地等の開発など農業以外への利用拡大も考えられる。隣接する農用地の生産活動の維持保全に留意しながら、確保すべき農用地は継続して確保していく。

以上のようなことから、目標年次における土地利用を次のように設定する。

単位：ha、%

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H28年)	2,615	37.3	23	0.3	2,198	31.4	357	5.1	27	0.4	1,783	25.5	7,003	100.0
目標	2,560	36.5	25	0.4	2,200	31.4	361	5.2	30	0.4	1,827	26.1	7,003	100.0
増減	△55		2		2		4		3		44		0	

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,615haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区に係る農用地以外の農用地約2,165haについて、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破砕、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・ 農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数	77	該当農用地面積	368ha
-------	----	---------	-------

第1 農用地利用計画

地区名	大字名	区域番号	面積 (ha)	備考
蚕桑	高玉	A-1	34.3	
	横田尻	A-2	26.0	
	山口	A-3	29.2	
鮎貝	鮎貝	B-1	23.2	
	箕和田	B-1	8.4	
	高岡	B-2	7.8	
	深山	B-3	9.4	
	黒鴨	B-4	4.3	
荒砥	荒砥甲	C-1	3.7	
	荒砥乙	C-1	26.2	
	菖蒲	C-2	3.3	
	下山	C-3	5.8	
	佐野原	C-4	4.9	
	大瀬	C-5	4.5	
十王	十王	C-1	34.6	
鷹山	滝野	D-1	13.2	
	萩野	D-2	19.5	
	中山	D-3	13.4	
	針生	D-4	2.7	
東根	浅立	E-1	16.8	
	広野	E-2	23.8	
	畔藤	E-3	53.0	
合計			368.0	

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 75ha
- i 高玉から横田尻、山口間の置賜西部広域農道西方で山林に隣接する農用地 6ha
 - ii 鮎貝中善寺平地内の南方山林に隣接する農用地 3ha
 - iii 旧栃窪集落内の農用地全域
 - iv 黒鴨旧荒山集落から深山集落にかけて広がる農用地 10ha
 - v 高岡塩田集落から古屋敷集落間主要地方道長井・大江線西方で山林に隣接する農用地 4ha
 - vi 大瀬集落内から旧平田集落間の山林に隣接する急峻な農用地 3ha
 - vii 十王貝生間の町道十王杉沢線東方で山林に隣接する農用地及び十王塩田山・大平山に隣接する農用地 17ha
 - viii 滝野西原集落内の国道 348 号線西方及び細野集落から小手沢集落間の国道 348 号線北方並びに細野集落から西原集落間の町道荒砥細野線南方で山林に隣接する農用地 8ha
 - ix 中山中田集落から滝沢間、原集落から上原集落間、林道狐越線沿い及び山辺町

- 並びに朝日町の境界隣接地のいずれも山林に隣接する農用地 4ha
- x 針生集落の周囲で山林に隣接する農用地 6ha
- xi 杉沢集落内から山林に向かう主要地方道米沢南陽白鷹線沿い及び林道小野ヶ入線沿いに存する農用地 14ha
- xii 畔藤地内の山林中の農用地全域
- (c) その他道路沿線で住宅地、公共的施設として開発が進みつつある農用地 7ha
- (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。
- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及びおおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
家畜飼養施設	高玉・横田尻・山口・高岡・深山・下山・畔藤・広野	4.6 ha	畜舎、堆肥舎（乳用牛）8棟 豚舎1棟
水稻近代化施設	横田尻	0.6	カントリーエレベーター
水稻近代化施設	浅立	0.2	種子センター
計		5.4	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域の農業経営形態は、水稻を基幹とした典型的な複合経営が行なわれている。かつては養蚕業が盛んで、水稻と養蚕の複合経営が大半を占めたが、養蚕業の衰退とともに複合経営の作物は、畜産、施設園芸、果樹などへと変化している。

今後の農業振興の方向としては、認定農業者等に農地の集積を促進し、効率的かつ安定的経営の方向に引き続き誘導するものであるが、森林、原野地域を開発してまでの利用は見込めず、原則的には農用地区域としての設定は見直すものとする。ただし、樹園地等と混在する森林・原野もあり、その地域860haについては引き続き農用地区域の設定をしたまま、樹園地等と一体的な保全と水源地の確保等農業の持つ多面的機能を維持していく。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地等の利用状況は、総面積2,188haのうち、それぞれの用途に利用する面積は、農用地2,165ha、農業用施設用地23haである。

町は、農業・農村振興の基本方向を「担い手」と「農地所有適格法人」に置くものとする。「農地所有適格法人」も「担い手」ではあるが、平成2年度からモデル地区を指定し取り組んできた「集落営農」を軸に、その経営方法について法人化を図ってきたものであり、耕作放棄地、地域農業の担い手の育成や確保、団地化、作業受委託など地域問題に積極的に取り組んできている。経営のベースとする地域の合意形成が図られ、また、ほ場整備や直売所などの取組みにも主体的な関わりがあり基本方向におくものである。

また、平成7年から認定農業者の認定及び育成を行いながら、各種支援事業を展開してきた。担い手への農地の集積・集約化も進行してきており、地域自らの創意と合意に基づく土地利用推進の基本方向として設定する。地域の合意形成を進めるためには、各地域における「人・農地プラン」による話し合いを推進し、その合意の基で、地域農業の特性を生かした産地形成を図っていく。

最上川両岸に広がる水田地帯は高能率・高生産の稲作の中心地とし、併せて主食用米の生産調整及び農家所得の向上を図っていくため、えだまめやアスパラガスなど、園芸作物の団地化も進め、水稻と園芸作物の複合経営を進めていく。

果樹はりんご、ラ・フランス、ぶどう、おうとうを主体とし、高岡、畔藤地区を中心地とする。

畜産においては、本地域は酪農が盛んであるとともに、GI取得の米沢牛の生産地でもあることから、荒廃農地等の有効活用的手段としても、草地化や自給飼料作物栽培を促進していく。

現況農地のうち平坦地のほ場については、県営事業による大區画ほ場整備事業（平成7年～12年雪舟町新田、平成8年～12年箕和田、平成12年～17年畔藤、平成22年～27年浅立）が完了しているが、今後とも大區画ほ場への再整備については農業経営の効率化を図るため、各地域との合意形成の基で順次進めていく。また、その他の地区の水田についても、地域との合意形成を進め、土地改良事業を効果的に導入しながら、効率的な経営を可能とする条件整備を図り、優良農地としての利用を図っていく。

現況畑地については、普通畑と樹園地に分けられる。昭和62年～平成2年実施の新農業構造改善事業菖蒲地区農用地造成や平成4年～5年に実施された団体営八町地地区農用地造成、平成8年～10年に実施された県営生ノ原農地環境整備事業など、もともと樹園地（桑園）であった農地を整備することで優良農地として再生利用している事例もあり、養

蚕の低迷や高齢化等により広がっていた耕作放棄地の樹園地もだいぶ少なくなっている。近年では萩野地区耕作放棄地発生防止対策事業（平成23年～）が実施され、耕作放棄地の解消が図られるなど農地の有効活用が図られており、今後も効果的な事業を活用しながら有効な土地利用につなげていく。

また、主食用米からの転換作物として水田転作でのえだまめやアスパラガス、啓翁桜など畑作物の導入も進んでいる。今後も関係機関の技術指導なども進めながら畑作物の導入を進めるとともに、農作業等の効率化に向けた作付地の団地化を図り、効果的な土地利用を進める。

一方で、高岡・深山の果樹園は傾斜地内の園地であるが、優良な農産物が生産されている。農業者の高齢化の進行や担い手確保の課題もあるが、優秀な産地としての継続ができるよう、将来の担い手となる後継者の育成・確保など、ソフト面での解決策も検討しながら農地としての土地利用も進める。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
蚕桑	765	760	▲5							5.2	6.2	1.0	770.2	766.2	▲4.0	111
鮎貝	420	410	▲10							6.2	6.2	0.0	426.2	416.2	▲10.0	281
荒砥 十王	229	214	▲15							1.5	2.0	0.5	230.5	216.0	▲14.5	210
鷹山	286	271	▲15							3.6	3.6	0.0	289.6	274.6	▲15.0	199
東根	465	455	▲10							6.5	7.0	0.5	471.5	462.0	▲9.5	59
計	2,165	2,110	▲55							23.0	25.0	2.0	2,188	2,135	▲53	860

イ 用途区分の構想

(ア) 蚕桑地区

本地区の農用地等770haのうち、水田の大部分は団体営圃場整備事業等により基盤整備が実施されているほか、水田の畑地化事業による団地整備も行われている。今後、集団化している既整備地については、さらに効率性を高める大区画ほ場への再整備も検討し、将来にわたり優良農地として利用していく。また、未整備の農地についても、基盤整備も含めた耕作条件の改善を図りながら有効かつ効率的な利用を目指すものとする。

樹園地（桑園）を中心とする荒廃農地については、担い手の利用可能性を追求しながら、その解消に努め、畑作物や飼料作物の作付けを推進していく。

農業施設用地としての5.2haは水稻近代化施設及び畜舎関連施設として利用する。

a 最上川左岸に隣接し主要地方道長井・大江線との間に位置し、南方は雪舟町・新田地区から北方の東横田尻地区まで広がる約180haの農用地は、その120haが水田、40haが畑としての利用されている。水田は平成7年から12年にかけて県営大区画圃場整備事業（担い手育成型）が実施され効率化も図られており、将来的にも水田地帯としての利用を図る。

また、農道整備とともに堆肥センターや畜舎等の移転等を進めてきたことから、畜産関連施設が集約され団地化が図られている。畑地については団地性もあり、うち15haに用排水機能が完備されており、畜産の飼料作物生産などを通し農地の高度利用を図る。

b 東横田尻地区から西横田尻地区にかけて河岸段丘上に位置する約80haの農用地については、畑が大部分を占めている。県営生ノ原農地環境事業により畑地の基盤整備も行われており、優良農地として効率的な利用を図る。

c 主要地方道長井大江線と主要地方道長井白鷹線との間及び山口地内の農用地は大部分が水田になっている。約340haのうち238haは基盤整備も完了し、そのほとんどが団地性に優れていることから優良農地としての利用を進める。主食用米の生産調整とともに畑作物の振興を図るため、適地を見ながら順次排水施設等の整備を進め、畑作物の団地化を推進していく。

d 主要地方道長井白鷹線と置賜西部広域農道との間に位置する農用地は、大部分が畑地で桑園が多い。養蚕業の低迷により遊休化している農地もあるため、農用地の流動化と担い手への集積等を図りながら、農地の有効利用を進めていく。

(イ) 鮎貝地区

本地区の農用地等426haのうち、平坦部の水田は団体営ほ場整備事業等により基盤整備が実施され、担い手中心の作付け体系となっている。特に最上川左岸に集団化している優良農地は、引き続き水田地帯としての利用をしていく。未整備地及び河岸段丘上に位置する農用地については、適地を見ながら水田畑地化等の耕作条件整備も順次導入しながら、農地としての利用を図る。

高岡地区を中心とする果樹団地等の樹園地については、鳥獣等被害からの防止策を導入するとともに、担い手の育成を進めながら引き続き産地としての確保を図っていく。

農業用施設用地としての6.2haは、畜産施設関連として利用する。

a 最上川左岸に隣接し主要地方道長井大江線との間に位置し、東横田尻境から箕和田にかけて続く水田約70haについては、平成8年から12年に県営大区画圃場整備事業（21世紀型低コスト化農業大区画）によるほ場の大区画化が図られている。今後さらに担い手に集約した営農を展開できるよう農地の流動化を進めながら、優良農用地として

利用する。

また、主食用米の生産調整とともに畑作物の振興を図るため、適地を見ながら順次排水施設等の整備を行い、畑作物の団地化を推進していく。

- b 最上川から見て河岸段丘上の農地については畑地、樹園地が多い。畑作物の振興と合わせ、効果的な農地集積と集約化により、担い手の利用しやすい環境づくりを進め有効に利用していく。
- c 高岡、深山及び各集落に隣接する農用地約200haのうち、水田は100haであり、そのうち約60haは団体営事業や山振事業で整備されている。今後も優良農地としての利用を進める。また、高岡から深山にかかる台地41haのうち、農用地造成事業により18haが果樹団地として整備されている。りんご、ぶどうといった果樹園として利用され、団地性にも優れていることから、鳥獣等被害からの防止策を導入するとともに担い手の育成を進めながら、引き続き産地としての確保を図っていく。

(ウ) 荒砥・十王地区

本地区の農用地等231haのうち、川下地区の22haは団体営ほ場整備事業等により基盤整備が完了しており、用排水条件整備も図りながら引き続き農地としての利用を進めていく。

十王地区の水田については、昭和30年代当初、積雪寒冷地圃場整備事業により整備が行われた水田で大部分が10a未満の小区画となっている。引き続き農用地としての利用をしていくためには、効率化等を図るほ場の再整備の必要があり、地域の合意形成を進めながら優良農地としての確保を図っていく。

農業用施設用地及び畜産施設関連として1.5haを利用する。

- a 荒砥（甲乙）地区の農用地約63haのうち水田は31haであり、既整備地は畔藤ほ場に隣接する一部農地のみとなる。都市化の進展等もあって、農業の担い手確保は進まず、基盤整備も容易ではないと見込まれるが、耕作条件等の改善を適宜実施しながら、農地については有効利用を図っていく。

東部農免農道沿線に存する農用地は、果樹、特用作物、飼料用作物等の団地として利用されており、継続して有効利用を進めていく。

- b 十王地区の農用地約94haのうち水田は56haである。国道348号線の両側に位置する水田は、昭和30年代に10aを基準とする小区画の整備が実施されているが、近代農業に対応できる水田は少なく、担い手等への集積も進めにくい。引き続き農用地としての利用をしていくためには、効率化等を図るほ場の再整備の必要があり、地域の合意形成を進めながら、優良農地としての確保を図っていく。

畑地の多くは桑園として利用されてきた農地であるが、傾斜地も多く、耕作放棄地

も顕在化している現状にある。今後、他作物に転換する手法及びその後の利活用策を検討しながら農地として利用していく。

- c 荒砥川から以北の川下地区は、農用地約 74ha のうち水田は 42ha で、うち約半分の 22ha は基盤整備が完了しており、今後も優良農地として利用する。なお、最上川と山林に囲まれた狭隘な地区であるため、農地は全般的に傾斜地に点在している。また、担い手確保も進まず、基盤整備まではなかなか難しい状況にある。現在は下山地区を中心に果樹園などに利用されており、継続した有効利用を図っていく。

(エ) 鷹山地区

本地区の農用地等は 290ha であるが、ほぼ全域が中山間地帯に位置している。現在、日本型直接支払交付金を効果的に活用しているが、これまで整備されてきた場合は、農村総合整備モデル事業や非補助融資事業などにより整備された 15ha のみで担い手の確保も進んでいない。

その中であって、平成 23 年から萩野地区において耕作放棄解消・発生防止基盤整備事業（平成 30 年まで）による基盤整備事業が実施されており、37ha ほどの基盤整備地が追加となる。既整備地については日本型直接支払交付金を有効に活用するとともに担い手の確保も進めながら、将来的にも優良農地として確保していく。

- a 滝野地区では荒砥川水系に属する農用地約 60ha のうち水田は 30ha であるが、そのほとんどは未整備の状態であるため、今後、耕作条件等の改善を促進し農地として利用する。農用地は白鷹山麓に属するため、傾斜があり一部で果樹栽培がおこなわれているが、今後も有効活用していくため、農道等の整備を行い農地として利用する。
- b 萩野地区は白鷹山麓に位置し、萩野川、蒔沢川水系に属している。農用地は約 120ha、うち水田が 55ha であり、その多くは蒔沢川水系に属している。平成 23 年から実施の耕作放棄解消・発生防止基盤整備事業では荒廃桑園の再生も含めて 37.5ha の基盤整備が完了予定であり、将来的な有効利用も図るため、担い手への効果的な集積・集約化を進めていく。

また、そば団地として活用されている村松地区の農用地及び基盤整備を契機に醸造用ぶどう団地として整備された御影沼下部の農用地は、優良農地として利用していく。

- c 中山地区（針生含）の農用地約 170ha は平田川に属し、白鷹山を頂点として東から西に 1/11 程度の傾斜をなしている。その約 100ha は水田であるが、既整備地は 15ha となる。担い手確保の課題が深刻であるが、日本型直接支払交付金を活用しながら、今後も農地として利用していく。

畑地については、そばやホップ、飼料用作物などが団地を形成し作付けされている。標高 400m 超の農地もあり、冷涼な気候は高冷地野菜等に効果的であり、農地の有効利

用につなげていく。

(ウ) 東根地区

本地区の農用地等 472ha のうち、水田は 347ha で農地全体の約 4 分の 3 を占める。大半は最上川から取水する諏訪堰の管轄であり、約 300ha が基盤整備の整った農地である。多くは第 1 次構造改善事業や団体営圃場整備事業として整備されたものであるが、平成 12 年～17 年に実施された県営畔藤地区圃場整備事業、平成 22 年～27 年に実施された浅立地区の経営体育成基盤整備事業（面的集約型）においては、大区画のほ場整備も行われている。今後は、農作業の効率性を上げる農地耕作条件改善等の事業にも順次取組み、優良農地としての利用を進める。

畑地については、果樹、野菜、飼料作物が作付されている。特に畔藤地区は野菜、施設園芸、果樹の中心地であり、団地性が高い地域であるので、将来的にわたり優良農用地として利用する。

a 浅立地区は、諏訪堰水系に属する農用地等 157ha のうち 133ha が水田である。基盤整備は完了しているが、平成 22 年～27 年に実施された経営体育成基盤整備事業（面的集約型）において大区画のほ場整備も行われている。今後はさらに担い手への集積・集約化を進める再整備も視野に優良な農地として利用していく。また、その大半は水稻や大豆の種子生産ほ場となっており、継続した取り組みとしていく。

b 広野地区は農用地等 63ha のうち 57ha が水田であり基盤整備も完了している。浅立から連続する農地では、水稻種子栽培を主体とする農家も多く、その作付け範囲は畔藤小山沢境まで及ぶ。今後は効率化の向上に向けた基盤の再整備等も視野に入れながら、優良農地として継続して利用していく。

また、畜産経営も盛んで、酪農、肉用牛、小山沢集落にまたがる養豚の農業用施設も点在している。飼料用作物の供給と畜産堆肥の農用地への還元など土地の有効利用と共に耕畜連携を推進しながら、地域内の環境との調和につなげていく。

c 畔藤地区全体の農用地は 247ha でそのうち水田は 158ha、畑地は 89ha となっている。それぞれ地理的な条件もあり、以下は集落ごとに記載する。

(a) 小山沢地区の農用地は、南方の山林地帯から最上川に流入する耳堂川沿いに開けており、約 65ha となる。そのうち水田は国道 287 号線沿線を主体に 40ha 程度が既整備地となっており、将来的にも優良農地として利用していく。

酪農も盛んで、水田転作や畑地にも飼料用作物が作付けされており、今後も農地の有効利用をしていく。

(b) 町下地区は、諏訪堰水系に属する農用地約 133ha のうち水田は 85ha で、最上川と国道 287 号線の間位置するほ場は、平成 12 年から 17 年で山形県経営体育成基

第1 農用地利用計画

盤整備事業が実施され、荒砥の一部を巻き込み大区画化の整備も実施されている。今後も優良な水田地帯として、担い手による農地の有効利用をしていく。河岸段丘上で杉沢地区につながる農地についても基盤整備が完了しており、担い手への農地集積と主食用米の生産調整に対応する畑作物導入を進めながら有効に利用していく。

水田の基盤整備とともに国道 287 号線の産地直売所周辺に集約された畑地については、施設園芸、果樹等の団地が形成されており、将来にわたり優良農地として利用する。

- (e) 杉沢地区の農用地は、南方の山林地帯から最上川に流入する思川沿いに開けており、約 49ha となる。そのうち水田は 25ha で農地の傾斜が緩慢となってくる「高橋」から下流域については基盤整備も実施されており、今後とも農地として利用する。担い手の確保が課題であるが、酪農の飼料用作物の作付けなども検討しながら、有効に利用していく。

杉沢地区のうち荒砥貝生地区に隣接する海生地区の農用地は、水系として貝生川沿いとなる。担い手確保の課題が深刻であり、また、南方から北に向かう傾斜地で基盤整備等は難しいが、現在も活用されている日本型直接支払交付金を有効に活用しながら、今後も農地として利用していく。

2 農用地利用計画

別記（33 頁～）のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の現況農用地等の用途別割合は、農用地が約71%、農業用施設用地が0.3%として利用されている。

蚕桑・鮎貝・東根地区にまたがる最上川両岸地区（東高玉、東横田尻、鮎貝、箕和田、浅立、広野、畔藤）は傾斜度1/200未満の平坦地で全農地の20%、約500haを占める。また、蚕桑西部地区（西高玉、西横田尻、山口）は傾斜度1/100以上、約200haの農地があり、両地域が本町において100ha以上の団地性の特に高い地域である。それ以外の地域は傾斜度1/50以上100ha未満の農地がほとんどで団地性に乏しく、特に鷹山地区はほぼ全域が中山間地帯に位置している。

水田の基盤整備状況は、本町の複合経営の特異性もあつて整備が進まなかったが、昭和40年代から50年代にかけて蚕桑・東根地区の最上川両岸や鮎貝・荒砥地区の平坦地及び鷹山地区の山間部で団体営によるほ場整備が急速に実施されたほか、山間地帯でも自力による整備が進み、水田のほ場整備率は72.9%となっている。また、平成に入ってから、県営事業による大区画ほ場整備事業（平成7年～12年雪舟町新田、平成8年～12年箕和田、平成12年～17年畔藤、平成22年～27年浅立）など、再整備の事業も実施されている。

畑地等における基盤整備は割合にして2.8%と未整備状態の農地がほとんどであるが、東部、北部、西部の幹線農道の整備が進み、それらに併せた果樹、たばこ、草地等の集団化を図るための農用地等の造成が行われている。また、荒廃桑園等のまとまりのある耕作放棄地の再生作業を行い、野菜栽培などで利用する取り組みも行われている。

蚕桑地区及び鮎貝地区では、一部の水田を対象に県営白鷹地区かんがい排水事業が実施され水稲作の基盤が確立されたほか、同じ蚕桑地区では水田の畑地化事業も実施され、主食用米の生産調整に伴う畑作物生産の体制も整備してきた。今後、水田フル活用ビジョンに基づく畑作物導入の推進に向けて、畑作物の団地化、地域内ブロックローテーションなどを推進して行くことのできる耕作条件等の改善を図っていく。

荒砥地区、十王地区、鷹山地区の220haの水田は大半が未整備地であるが、今般菰野地区において長年の懸案であった基盤整備が整い、農業による地域振興を目指した活動に期待される。農業を振興することは、水源涵養等の農地の持つ多面的機能の発揮にもつながるとともに、農村地域の振興にも期待されるものである。最重要課題は担い手の確保対策であるが、日本型直接支払交付金等の活用を推進しながら、耕作条件等の改善を図り、継続した営農活動につなげていく。

鮎貝地区、東根地区の中山間地域の水田は、地域の特性を考慮するとともに酪農など畜産農家との連携も深めながら、水田フル活用ビジョンに基づく飼料用作物等導入も進め、主食用米の生産調整と共に水稲以外の作目拡大を積極的に図る。

ア 蚕桑地区

本地域は最上川沿いの平坦地から西部山麓に至る地帯に水田が開けている。本地域は、最上川からの水利を確保するための県営白鷹揚水事業が実施され、水田・畑地合わせて507ha が基盤整備済みと生産基盤の整備が効果的に進められている。また、本町では比較的経営規模に恵まれた地域であり、農地の集積・集約化も進めやすい。さらに、水田転作の作物導入に向けて水田畑地化事業も実施されている。

今後は、主食用米の生産調整の実施と共に、水田フル活用ビジョンに基づく畑作物導入の推進に向けて、畑作物の団地化、地域内ブロックローテーションなどを推進して行くことのできる耕作条件等の改善を図っていく。

山麓地帯は遊休化している樹園地（桑園）の再生も進み、野菜等の作付けも進んでいる。今後も有効利用の可能性を探りながら、農地の集積・集約化と耕作放棄地再生の事業などを活用した再生と畑作物の団地化を進めていく。

イ 鮎貝地区

本地域の農用地等426haのうち約200haが畑地で、その内71haが樹園地となっている。高岡地区のりんご、鮎貝、深山地区のぶどう、おうとう、近年では啓翁桜が全域で生産されている。果樹農家は担い手確保と樹体を含めた場合の農地の貸借等も課題である。特に高岡地区の樹園地は立地条件的にも課題は多いが、今後担い手の確保と作業効率等を向上させる農道等の整備、鳥獣被害からの防止策導入を進めていく。

約226haの水田は担い手への集積が進んでいる。最上川沿いの箕和田、鮎貝地区では大区画ほ場の整備もされており効率化も進んでいるが、主食用米の生産調整に合わせた計画的な畑作物生産も必要であり、耕作条件等の改善を図りながら各作物の団地化を進めていく。

ウ 荒砥・十王地区

本地域は、町の中心地・荒砥から東方の山麓に位置する貝生地区、山峡に開けた十王、最上川沿いに朝日町境まで続く川下地区と広範囲にわたる。水田と畑地はほぼ半々であるが、特に最上川沿いの川下地区と貝生川沿いの貝生地区の農用地については河川と山林に囲まれた狭隘な農地となっており、未整備地が多い。日本型直接支払交付金等の活用を推進しながら耕作条件等の改善を図り、継続した営農活動につなげていく。

十王地区の水田については、昭和30年代に10aを基準とする小区画の整備が実施されているものの、近代農業に対応できる水田は少なく、担い手等への集積も進めにくい。引き続き農用地としての利用をしていくためには、効率化等を図る基盤の再整備の必要があり、地域の合意形成を進めながら優良農地としての確保を図っていく。

畑地では、果樹や特用作物（ホップ、たばこ）、飼料用作物などが栽培されており一定の団地化も行われている。農道等の維持、整備を進めながら継続して活用していく。

エ 鷹山地区

本地域の農用地等は290haであるが、ほぼ全域が中山間地帯に位置している。ほ場の既整備地は52haとなっており、日本型直接支払交付金を効果的に活用しながら水路や農道などの基盤整備を実施し効率化を図っているが、傾斜度1/50以上のほ場も多く、新たな担い手確保も進んでいない状況である。

そのような状況ではあるが、傾斜地に立地する水田は美しい棚田を形成しているとともに水源涵養等の農地の持つ多面的機能の発揮にもつながっている。今般萩野地区においては、長年の懸案であった基盤整備がようやく整い、農業による地域振興を目指した活動に期待される。最重要課題は担い手の確保対策であるが、日本型直接支払交付金等の活用を推進しながら、耕作条件等の改善を図り継続した営農活動につなげていく。

畑地については、そばや飼料用作物等に利用されており、継続した利用につながる耕作条件等の整備を継続する。また、萩野地区で耕作放棄地を解消し醸造用ぶどうの団地として利用する取り組みも始まっているほか、作物の特性から大規模化は難しいが、紅花の栽培も盛んであり地域振興と合わせた農業の振興につなげていく。また酪農も盛んで、発生する堆肥については耕畜連携を推進しながら農地への還元を進めていく。

オ 東根地区

本地域は諏訪堰の用水と共に発展してきたともいえる地域であり、平坦部のほとんどが水田である。ほ場の大半は既整備地で早くから効率的な営農が進められている。今後においては、農地の流動化と担い手への集積・集約化を一層推進しながら、農地区画の拡大などの耕作条件等整備を進め、より効率的な営農につなげていく。

また、主食用米の生産調整と共に畑作物の生産振興も必要となる。作物の団地化、それに伴う耕作条件等の整備を進めていく。

中山間地域の農地については、水田の畑作化なども含め、地域の特性を考慮するとともに酪農など畜産農家との連携も深めながら、水田フル活用ビジョンに基づく飼料用作物等導入も進めながら、農業全体の振興につなげていく。

2 農業生産基盤整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
区画整理	基盤整備事業	十王	20.0	1	
区画整理	基盤整備事業	小山沢	23.1	2	
区画整理	基盤整備事業	東高玉	20.0	3	
暗きょ排水	農地耕作条件改善事業	蚕桑	20.0	4	

第2 農業生産基盤の整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
暗きょ排水	農地耕作条件改善事業	鮎貝	10.0	5	
暗きょ排水	農地耕作条件改善事業	東根	10.0	6	
用水改良	水利施設整備事業（基幹水利施設型）	東根	347.6	7	諏訪堰
用水改良	農業用河川工作物応急対策事業	東根	347.6	-	諏訪堰2 (長井市市内)
農用地造成	荒廃農地等利活用促進交付金事業	西高玉	0.3	8	
農用地造成	荒廃農地等利活用促進交付金事業	西横田尻	0.8	9	
農用地造成	荒廃農地等利活用促進交付金事業	鮎貝	1.1	10	
農用地造成	荒廃農地等利活用促進交付金事業	荒砥	0.6	12	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農道の整備及び農用地造成について特に必要となる場合は、健全な森林の保全に配慮するとともに、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする白鷹町森林整備計画に留意し、効果的な整備開発を図る。

4 他事業との関連

事業実施に当たっては、山形県農業振興地域整備基本方針において位置づけられた広域構想及び置賜広域営農団地整備計画との有機的な関連を保ちながら進める。

また、特に長井市内に頭首工があり、受益の範囲が本町及び長井市に及ぶ諏訪堰管内における事業実施においては、長井市との連携・調整を密にしながら事業実施にあるとともに、農用地が隣接する高玉地区、浅立地区においては、各受益者との有機的な関係を持ちながら事業を進める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産の基盤であるばかりでなく水源涵養機能や町土の保全、自然環境の維持増進に大きく貢献している。

本町は盆地特有の立地条件から、限りある農地を集約的に活用し土地生産性を高め、多様な農産物を生み出すという白鷹特有の農業を形作ってきた。その一方で、主食用米の生産調整に伴う転作の増加や農業従事者の高齢化、新規就農者など担い手確保の課題、農産物価格の下落など農業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、平成28年度における耕作放棄地は約95ha（A・B分類合計）となっている。

これまでも耕作放棄地の発生防止策として、担い手への農地集積と集約化を進め、また、耕作放棄地解消のための事業を積極的に実施してきたが、今後も担い手との調整を図りながら耕作放棄地の発生防止と解消を推進していく。

また農業委員会では、農地利用の最適化に向けた定期的な巡回・点検を行い、必要に応じた農業上の利用促進のための指導などを行うとともに、担い手へのあっせん調整、農地中間管理事業等を通じた利用集積と利用促進を進めていく。

地域段階では、中山間地域等直接支払制度など日本型直接支払の制度を活用しながら農地の保全等に努めてきている。今後も制度を効果的に活用しながら、地域段階での耕作放棄地発生を抑止していく。

農地の防災保全対策では、ため池整備事業などによる治水機能により、洪水、干ばつの未然防止と同時に、面的整備や用排水路の整備を継続的に行うことにより、農地の機能の安定的確保を目指していく。特に老朽ため池整備については、緊急性等を考慮した優先順位を設定しながら対応するものとし、受益地や受益者の減少など、状況によっては機能廃止等の対策も講じていく。

水路など、老朽化している土地改良施設は、多面的機能支払制度などを効果的に活用し、地域を主体に随時更新しながら災害発生の未然予防に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
用水改良	県営中山間地域総合農地防災事業	高岡	20	12	高岡大堰
ため池	県営地域ため池総合整備事業	十王	35	13	川戸金剛
ため池	県営地域ため池総合整備事業	萩野	30	14	御影沼
ため池	県営地域ため池総合整備事業	佐野原	10	15	萩の窪
ため池	県営地域ため池総合整備事業	滝野	30	16	細野
ため池	県営地域ため池総合整備事業	鮎貝	50	17	中丸
ため池	緊急農村防災対策事業	西横田尻	8.5	18	上の台

3 農用地の保全のための活動

耕作放棄地の発生を未然に防ぐために、農業委員会では農地利用の最適化に向けた定期的な巡回・点検を行うとともに、特に必要があると認めるときは、当該農地の所有者又は使用及び収益をする者に対して、農業上の利用の増進を図る旨の指導を行う。また、利用意向調査に基づき、貸し付けを希望する所有者に対しては、農地中間管理事業等の活用を促すとともに、当該農地の利用調整などを行い、利用希望者に対する集積を進めながら利用促進を図る。なお、地域の状況等により活用が難しい農地については、林地化等を進めるものとする。

また、担い手において規模拡大などの意向があり利用可能な農地については、耕作放棄地解消のための事業等を活用し、再生利用活動を支援していく。

本町における耕作放棄地の多くは中山間地域に多い。過疎化、高齢化、農家数の減などが進み、担い手確保が大きな課題である。現在水田においては、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、集落協定を結びながら各集落において取組み期間内の営農を継続している。今後も当制度の活用を積極的に普及しながら、継続した集落協定につなげ、集落単位での農地維持管理と耕作放棄地の発生防止に努めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源涵養や治山、生活環境保全など、木材等生産だけではない公益的で多面的な機能を有している。これら森林の有する機能を最大限に発揮させるためには、健全な森林の育成が必要であり、そのための間伐や保育等が必要となる。

本町では、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする白鷹町森林整備計画を樹立しており、当該計画に基づく森林整備を行うこととしている。

農用地等の保全を図っていく上でも、森林の持つ多面的機能の発揮が不可欠であり、今後とも森林組合等による適正な施業と伐採後の造林まで含めて、森林整備と一体的な取組みとしていく。

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町は、平成7年3月に「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」（以下「構想」という。）を制定し、認定農業者制度を発足させた。以降、構想については、状況等の変化や農地法などの関係法令等の改正に伴う一部改正を行い、現在は平成28年8月30日施行の構想に基づき対応している。

本町ではこの構想に基づき、生産技術や経営能力に優れ、高い生産性と農業所得を高めようとする意欲と能力のある農業者を明確にし、地域農業の担い手として育成・支援していく。

また、農業が魅力とやりがいをもって選択し得る職業となるよう、将来（平成25年3月から概ね10年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく。

具体的な経営指標については、本町を含む周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みに相当する所得及び年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指し、次のとおり設定する。

年間農業所得：主たる農業従事者1人あたり 概ね400万円

年間労働時間：主たる農業従事者1人あたり 1,800時間程度

また、「別表」に掲げる経営目標達成のため、認定農業者等の経営規模拡大と農用地の集団化を推進し、農用地の流動化と利用管理の適正化を促進する。

なお、本地域の目標年度（平成35年）において、農地の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェア目標値を55%と設定する。

現在の農用地面積を2,165ha（水田1,387ha、畑地（樹園地含）778ha ※集計値）とした場合、今後生じうる除外等農用地の減少要因を考慮にいれ、55ha減の2,110haとする。平成28年度末現在で、担い手に利用集積されている面積は984ha（45.4%）であり、農用地集積に関する目標を1,160ha、目標達成に必要な規模拡大面積を176haと想定した。

そのため、町は、将来の白鷹町農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農地中間管理事業を始めとする農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

ア 蚕桑地区

農地の基盤整備も進み受け手となる担い手も法人化が進むなど、町内において最も担い手への農地集積が進んだ地区。今後も重点地区として、担い手への農地集積と集約化を進める。また、農地中間管理事業を活用した流動化も促進し、作物の団地化も進める。

イ 鮎貝地区

農地の基盤整備も進んでいる地区では受け手となる担い手に農地の集積が進んでいる。ただし、将来的な担い手となる後継者育成が進まない集落もあり、担い手の育成対策も同時進行しながら、担い手への農地集積と集約化を進める。

ウ 荒砥・十王地区

農地の既整備地を除き、担い手への農地集積は低調である。将来的な担い手となる後継者育成が課題であり、担い手の育成対策を進めながら、農地集積と集約化につなげていく。

エ 鷹山地区

ほぼ全域が中山間地域に属し、担い手確保が課題であるとともに基盤整備も進んでいないことから、担い手への農地集積は進んでいない。しかし、萩野地区では基盤整備も実施されたこともあり、それらの基盤の整った農地を重点農地としてとらえ、担い手の育成とともに効果的な農地集積を進めていく。

オ 東根地区

農地の基盤整備も整い、担い手への農地集積も一定程度進み、作物の団地化なども取り組まれている。ただし、今後は担い手の高齢化などから将来的な担い手は絞られてくることも予想される。農地中間管理事業の効果的な導入と耕作条件等の改善も行いながら段階的に将来的な担い手への農地の集積と集約化を図る。

別表

	営農類型	目標規模		作目構成		戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
		作目	(ha/頭)	作目	所得(千円)		
家族 経営	水稻+大豆	水稻	9.5	水稻	2,375	2	40
		大豆	4.0	大豆	600		
		作業受託	5.0	作業受託	2,052		
		計	18.5	計	5,027		
家族 経営	水稻+露地野菜	水稻	4.7	水稻	1,175	9	20
		スイカ	0.5	スイカ	1,540		
		タラの芽	0.4	タラの芽	224		
		ウルイ	0.1	ウルイ	56		
		大豆	2.0	大豆	300		
		作業受託	2.0	作業受託	821		
		計	9.7	計	4,116		

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

	営農類型	目標規模		作目構成		戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
		作目	(ha/頭)	作目	所得(千円)		
家族 経営	水稻+畜産(肥育)	水稻	5.5	水稻	1,375	4	5
		大豆	2.2	大豆	330		
		作業受託	2.0	作業受託	821		
		肉用牛	50	肉用牛	2,125		
		計	9.7/50	計	4,651		
家族 経営	特用作物(タバコ) +水稻	水稻	4.0	水稻	1,000	3	5
		タバコ	1.5	タバコ	3,810		
		大豆	1.0	大豆	150		
		作業受託	5.0	作業受託	2,052		
		計	11.5	計	7,012		
家族 経営	果樹+水稻	水稻	1.6	水稻	400	13	10
		リンゴ	0.6	リンゴ	1,674		
		サクランボ	0.2	サクランボ	1,294		
		西洋なし	0.7	西洋なし	1,631		
		あけび	0.3	あけび	2,220		
		計	3.4	計	7,219		
家族 経営	施設野菜+水稻	水稻	1.4	水稻	350	7	2
		ミニトマト	0.4	ミニトマト	6,204		
		アスパラ菜	0.4	アスパラ菜	988		
		大豆	0.6	大豆	90		
		計	2.8	計	7,632		
家族 経営	施設花卉(切花) +水稻	水稻	2.0	水稻	500	1	2
		トルコギキョウ	0.3	トルコギキョウ	804		
		ストック	0.3	ストック	966		
		デルフィニウム	0.3	デルフィニウム	1,497		
		ハウレンソウ	0.3	ハウレンソウ	741		
		計	3.2	計	4,508		
家族 経営	施設野菜専業	食用ぎく	0.15	食用ぎく	1,500	3	2
		メロン	0.15	メロン	1,050		
		アスパラ菜	0.15	アスパラ菜	371		
		キュウリ	0.1	キュウリ	1,412		
		計	0.55	計	4,333		
家族 経営	酪農専業	乳業牛	55	生乳	7,040	15	40
		牧草	7.0	子牛	1,000		
		青刈りとうもろこし	4.0	廃用牛	100		
		計	11/55	計	8,140		
法人 経営	水稻作	水稻	28.0	水稻	7,000	7	50
		水稻(直播)	8.0	水稻(直播)	2,160		
		大豆	8.6	大豆	1,290		
		メロン	0.2	メロン	1,400		
		啓翁桜	5.0	啓翁桜	6,000		
		シイタケ	0.2	シイタケ	6,780		
		作業受託	6.0	作業受託	2,462		
		計	56.0	計	27,092		
		合 計					

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

平成27年の農家数及び農業従事者数は、1,279世帯、718人となっている。農業従事者の高齢化に伴う離農や、若年層では恒常的勤務化が進んでいることに起因している。したがって、農用地の有効利用を図るため、農業に意欲を持って効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の担い手に、効果的な農地の集積と集約化を進め、農地利用の最適化に努めていく必要がある。

そのため、平成26年に施行された農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地集積の推進、また、平成28年に改正施行された農業委員会等に関する法律により義務化された農地利用の最適化に向けて、農業委員及び農地利用最適化推進員とも連携を深めながら適正な利用を進めていくものとする。

具体的対策として次のことに取り組んでいく。

ア 農地の出し手（貸し手）と受け手（借り手）の利用調整、農地の賃借料に関する調整等

イ 農地中間管理事業の積極的な推進

ウ 担い手の効率的な経営に資する面的集積、作物の団地化等の推進

エ 低コスト生産に向けた機械等の共同利用等の推進

オ 農業者の組織化、法人化の推進

また、これらを実現するため、各地区の人・農地プランを軸とした徹底した話し合いを進め、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進と、地域合意に基づく土地利用の見直しを行っていく。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の推進を図るための方策

(1) 地域農業集団の育成対策

地域農業の担い手、またそのリーダーを育成するため、先進地視察やリーダー研修会等を開催し、地域農業集団の中心的人材育成と集落内営農の活性化を目指す。また、青年農業士等を中心とした若手農業者の懇談会等を開催し、連帯感と使命感を醸成しながら、農用地の利用調整等の活動を行う地域農業集団の育成を推進する。

(2) 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化斡旋事業等農用地の流動化対策

農家意向調査、農作業受委託調査等による農用地等の利用状況や労働力の調査、遊休農地の掘り起こしを行う。また、貸し手、借り手農家を把握し認定農業者等に農地の集積を図る。そのため、農業関係機関が一体となり、農業経営基盤強化促進事業の実施方針のもとに当事業を強化推進していくと共に、関係機関連携のもと取り組みを支援していく。

(3) 農作業の共同化の促進、農業生産組織の育成対策

農業生産施設、農業機械の共同利用による低コスト生産の認識を各農家へ啓蒙し、農作

業の共同化を促進する。また、農業経営規模の拡大と生産性の向上を促進するため、認定農業者等を中心とした農作業受委託組織及び農用地利用改善団体の育成を図る。さらに、その活動を通じた組織化、法人化へと進めていく。

(4) 地力の推進増進対策

農業において、地力とは農地の基準体力でありこれを高めることが農産物の安定生産、品質向上には欠かすことが出来ないものである。そのため、耕種農業と畜産農家の耕畜連携を一層推進し、畜産堆肥の農地還元等で地力の維持増強を進めていく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

白鷹町森林整備計画との調整を図りながら、自然環境の保全形成を配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進していく。また、森林地域との調整を図りながら山菜及び菌茸の栽培に取り組み、地域特産物として振興していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業経営は、水稻を基幹作物として果樹、野菜、畜産等を組み合わせながら、地域の特性を活かした複合型経営を確立する。このために農業近代化施設を効果的に整備し、主産地形成を推進していく。また、栽培技術の向上により商品価値の高い農産物を生産し農業所得の増大を図る。

(1) 作物別

ア 水稻

主食用米の消費が減少傾向にある中で、米価の安定は大きな課題であり、そのための生産調整は今後も必要となる。また、全国的に新品種導入が盛んに行われ、市場での産地間競争は一層激化が予想される。今後は新たな市場開拓としての輸出の対応も必要となってくる。

これらを踏まえ、高品位安定と低コスト生産に向けた育苗や乾燥調整等の共同施設の導入を図りながら、生産と販売の体制を確立する。

生産調整対応としては、「水田」として活用できる稲ホールクroppサイレージや飼料用米等の計画的な導入を進めるとともに、それらに対応するための施設や機械の導入、利用側となる畜産農家との連携も進めていく。

イ 果樹

本町ではりんごを中心にぶどう、ラフランス、おうとう、桃など、高品質の果樹が生産されている。しかし、いずれも後継者となる若手農家の育成が急務であり、また、傾斜地など立地条件の悪い園地もある。

そのため、耕作条件改良などの生産基盤の整備充実に努めながら、担い手の育成も進めていく。また、共同防除組織などの組織の育成強化のため、高性能機械等近代化施設の導入を進める。

流通販売では大きなシェアを占める JA 山形おきたまの統一共選化に伴い、既存施設の取扱いが変更になる。その動きと協調した体制を確立していく。

ウ 畜産

本町では、県内トップレベルの生乳生産量である酪農、米沢牛ブランドの肉用牛の肥育など、牛の飼育を中心に養豚、養鶏などの畜産が営まれている。

収益性の高い安定的畜産経営を推進に向けて酪農・肉用牛生産近代化計画に基づく自給飼料生産体制の改善を図り、飼料自給率の向上を目指していく。また肉用牛では、繁殖農家の減少などにより子牛価格の高騰なども発生していることからその対策を進めていく。

畜産堆肥については、耕種農家との連携により、計画的な処理と利活用に努めていく。そのために必要となる施設及び機械等の整備については、利用組合等による共同

利用を進めるとともにコントラクター事業も推進する。

エ 畑作物

本町では、大豆・そばの土地利用型の作物のほか、根菜類等の露地野菜やきゅうり、ミニトマト等の施設野菜も栽培され、その作物数は多岐にわたる。そのため少量多品目生産の傾向が強いが、今後は効率的かつ効果的な農家所得の向上に向け、産地としての確立を推進していく。特に経営所得安定対策において産地交付金の対象としている重点振興作物については、生産の団地化と機械化等、生産性向上に向けた近代化を積極的に推進する。また、流通団体との連携を強化した共同出荷体制も確立し、産地の確立を図っていく。

(2) 地区別

ア 蚕桑地区

水稻と米の生産調整に対応するための土地利用型の作物を基本としながら、その団地化を進め、作業効率を上げるための機械化体系を積極的に進める。

イ 鮎貝地区

水稻と米の生産調整に対応するための土地利用型の作物を基本としながら、その団地化を進め、作業効率を上げるための機械化体系を積極的に進める。

果樹においては、安全かつ効率的な作業を可能とする近代化を進めていく。

ウ 荒砥・十王地区、鷹山地区

重点農地における効率的な農業経営を進めるための機械化体系を進める。

エ 東根地区

段階的な農地集積・集約化に合わせ、効率性向上を目指したほ場や水利施設の近代化、大型機械の導入などを進める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
共同集出荷貯蔵施設	鮎貝地区 冷蔵庫、色彩選別機、洗淨機、袋詰め機一式	町内	38 ha	27 戸	JA 山形おきたま、白鷹町枝豆部会	19	
共同処理加工施設	蚕桑地区 乾燥機、色彩選別機、フレコン一式	蚕桑	20	3	任意組合	20	
共同処理加工施設	東根地区 乾燥機一式	東根	100	20	白鷹町種子組合	21	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農山村の一体的な開発整備を進めるとともに、農林業従事者の雇用確保を図るため、共同栽培管理用施設等の適正かつ有効な整備によって振興に資する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者については、高齢化の進展と後継者不足により、その人数は加速的に減少している。この傾向は本町だけではなく全国的な課題であり、国においても新規就農者の確保と育成に向けた対策が実施されている。その対策である新規就農総合支援事業（現在は「農業人材力強化総合支援事業」に変更）は、平成24年度から実施され、就農前後の資金となる青年就農給付金（現在は「農業次世代人材投資資金」に変更）を交付することで、新規就農者確保につなげていくもので、本町においても当制度を活用した新規就農者が誕生するなど一定の効果をあげている。ほかにも農業法人による雇用就農など、農業を職業とする若者も誕生している。また、本町では平成27年度から新規就農者受入協議会を設立し、就農希望者の誘致、短期研修の受け入れなどを通じた新規就農者獲得に向けた取組みを行っている。

これらの若者が地域農業の担い手として確実に定着し、また、高度な技術を持ちかつ優れた経営感覚を持つ意欲ある担い手として育成していくことが、地域あるいは町全体の農業を支える上で大変重要となる。今後については、短期又は就農を前提とした研修等における滞在等施設の整備も検討しながら、新規就農者の獲得につなげる。

町において設置し指定管理している産地形成促進施設（技術習得・体験）については、農業後継者を含む新規就農希望者等の育成施設の位置づけもあり、指定管理者において効果的な活用を図る。

担い手の育成においては、いかに所得につなげるかという視点も重要である。本町では、町において設置し指定管理している農産物直売所をはじめ、JA、道の駅、民間においても農産物直売所が運営され、町外からの購買者獲得にもつながっているなどその効果は大きい。また、農産物加工など、6次産業化に向けた取組みも行われており、農産物直売所の魅力向上にもつながっている。

いずれも次代につないでいく後継者確保は農業と同様に大きな課題であるが、各種研修などを通してその人材の確保を図るとともに施設整備等のニーズを把握しながらその支援に努めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

具体的施設は未定

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術、知識の習得への支援

本町では、スキルアップに向けた研修や営農に必要な運転免許などの資格習得支援などを実施してきており、今後もこれらの事業を継続して実施していく。

新規就農者の技術習得や経営管理能力の向上に向けては、農業協同組合、農業技術普及課、農業委員会等、関係機関との連携によるサポートチームを組織しながら、個々にあった適時的確な支援を行っていく。

地域の中心的な担い手としての認定農業者については、自身の農業経営改善計画に基づく着実な経営につながるよう、健全経営に向けた経営診断等の実施や各種補助事業の効果的な活用などの支援を実施していく。また、関係機関との連携により新技術導入や新たな作物導入等に対する支援も行っていく。

将来的な地域リーダー育成については、認定農業者連絡協議会や関係機関等との連携を図り、研修会や情報交換会等の機会を創設しながら積極的に進めていく。

(2) 就農準備に必要な資金手当の支援

国の施策である農業次世代人材投資資金は、新規就農者にとって非常に大きな資金となる。青年就農資金などの制度資金等も同様であり、まずは受給等の条件整備に対する支援を行う。特に整合性が必要となる各地域の人・農地プランにおいては、その位置づけがされるよう調整を図る。また、各資金が将来につながる効果的な活用となるよう関係機関で組織するサポートチームにおいて指導も行っていく。

本町独自の支援策では、就農を前提とした研修生や新規就農者の居住に関する支援事業を実施しており、今後も継続して実施していく。加えて土地利用型作物や果樹など作物ごとに異なる課題もあり、その解決策の検討と適時的確な支援を順次実施していく。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

生産基盤となる農地の取得、利用権設定等においては、農業経営基盤促進事業等を活用した支援を行う。特に農地中間管理事業を効果的に活用し、経営農地の規模拡大や有効利用、集積と集約化を支援し担い手農家の育成確保を図っていく。

(4) 就農や経営向上のための必要な各種の情報提供体制への支援

情報化の進展により情報提供の方法は大きく様変わりしている。今後は、関係機関と連携した SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの効果的な活用により、より迅速で有効な情報提供体制を構築していく。その一方で、人と人のコミュニケーションを通じた情報提供は今後も重要なツールである。各地域の人・農地プラン等による地域の話し合いなども継続して支援していく。

(5) 将来の担い手の確保等の観点から農業教育の推進

各小中学校における農業体験や食育・地産地消の活動などを通し、農業の持つ大切な役割を子供たちに伝え、将来の農業の担い手確保につなげていく。

4 森林の整備その他林業振興との関連

農業と林業は密接な関係にあり、共に課題となっている担い手確保については、連携を図りながら対応していく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

産業別就業の動向は大きく変化しており、平成27年国勢調査の結果では、第1次産業10.4%、第2次産業38.8%、第3次産業50.8%となっている。

また、2015農林業センサスの販売農家・年齢別農業経営者数年齢構成では、65歳以上の農業者数は全体の51.8%を占め、60歳台も240人で4割を占めるなど、農業従事者の高年齢化が進んでいる。これらの方々は今まで第1種兼業として農業に従事してきた方が多く、企業等からの退職等を機に専業農家に転身している方も多い。

若年層では企業等への恒常的勤務化が進み、これまで本町農業を支えてきた兼業農家は今後ますます減少することが予想される。ただし、若手の40歳台以下の農業従事者は43人と少ないものの、農業を専業とする方や農業法人の雇用就農者といった方がほとんどで、今後もその傾向はますます顕著になっていくと予想される。

よって、農村地域である本町の活性化のためにも、今後も農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく計画的な企業の導入を図り、安定した就業機会を創出して行くとともに、農地を担う認定農業者等については、組織化・法人化等の推進により、雇用就農等による農業従事者の確保など、若年層に魅力ある就業の機会を創出し、若年層の地域定住を図る。

また、農業従事者の地元における安定した生活を促進するためには、農産物の流通段階での従事や6次産業化に伴う加工作業等の従事など、その確保策も併せて行う必要がある。そのため、JA組織等、広域的な対応も検討しながら、安定的に雇用できる体制づくりを進めるとともに、通勤等を容易にしていくための道路インフラの整備など、安定した就業機会の増大と条件整備を促進する。

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	町内			町外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
	農業	300	150	450	3	3	6	303	153	456
	林業	8	2	10	1	1	2	9	3	12
恒常的 勤務	農業	20	15	35	10	5	15	30	20	50
	林業	3	2	5	3	2	5	6	4	10
	建設業、鉱業、採石業、砂利採取業	160	40	200	220	35	255	380	75	455
	製造業	410	370	780	395	195	590	805	565	1,370
	卸売・小売業	65	80	145	160	80	240	225	160	385
	その他サービス業	370	450	820	510	440	950	880	890	1,770
	計	1,028	957	1,985	1,298	757	2,055	2,326	1,714	4,040
	出稼ぎ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日雇・臨時雇	219	480	699	139	235	374	358	715	1,073
	総計	1,555	1,589	3,144	1,441	996	2,437	2,996	2,585	5,581

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

若年層の地域定住、本町の活性化に資するためにも、安定した就業機会創出に向けた企業誘致等の活動は継続して力を入れていくとともに、農業においては組織化・法人化等を推進し、農業における雇用と農業従事者の確保を図る。

また、高齢化等に伴う離農などもあり、担い手への農地の集積・集約化と共に、農業従事者については専門化が進んできている。若年層の恒常的勤務化も進んでいることから、将来の担い手確保が大きな課題となるが、各地区の人・農地プランの話し合いなどを通じた意識の把握、各種情報の交換を密にする。

農地の有効利用としては、農地中間管理事業等を効果的に活用しながら、担い手への農地集積と集約化を一層推進するとともに、効率的な利用を促進していくための耕作条件改善等を進めていく。

また、6次産業化の推進や農産物流通など関連事業など、農業を軸とする産業化と雇用の創出を図る。

3 農業従事者就業促進施設

具体的施設は未定

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業は密接な関係にあり、共に課題となっている担い手確保については、連携を図りながら対応していく。

なお、森林は、単に木材などの林産物を供給するという経済的機能だけではなく町土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等、多様な公益的機能を有しており、これら総合的に機能を発揮させるためには、適切な管理が必要となる。

また、山林から生産される山菜等林産物等についても、農業を軸とする産業化と公用創出と連携しながら取り組み、地域の活性化につなげていく。

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域は社会経済の発展とともに、住民意識も多様化し大きく変化している。このような環境の中で、本町では活力ある地域の構築に向けて生活環境の整備を行ってきた。今後はそれらインフラ等の維持改修等も必要になるとともに、周辺環境の変化などからその目的を果たした施設等については廃止していくことも必要になると予想される。いずれにしても、各地域との話し合いなどを通して計画的な整備を行い安全で快適な生活環境づくりを図っていく。

また、畜産業も盛んな本町において、畜産施設の多くは農村集落内にあり、生活環境とも一体となっている。今後は畜産環境についても配慮しながら、より快適で暮らしやすい環境の整備を図っていく。

2 生活環境施設整備計画

(1) 集会施設

本町では、地区単位に設置している地区コミュニティセンター6 館、集落単位程度に設置された分館があり、地域のニーズ等に合わせ、町内全域にくまなく設置されている。現時点では平成 30 年度竣工予定の十王地区コミュニティセンターの建設が実施されている。

分館については老朽化している施設も多く、その修繕等が集落を主体に実施されている。また一部集落では、人口減少などから施設の維持管理に課題を持つところもあり、施設の老朽化等に合わせた規模縮小や廃止を行うケースも出てきている。

本町ではこれまでも実施してきた地域主体の取組み支援を継続しながら、安全で快適な農村生活の環境整備を図る。

(2) 農村公園・農村広場

地域コミュニティの醸成や地域の活性化などを図るために設置してきており、現時点で新たな設置ニーズ等はない。

遊具等の設置された公園もあるが、すでに目的を達成しているものや老朽化等により安全性が担保できない施設等は、設置した地域との調整を図りながら廃止や改修を行う。

(3) 道路・交通網

交通網の整備は、生活面だけでなく地域、経済、文化、産業などあらゆる分野において根幹をなす基盤であり、本町では特に重要な施策として進めてきた。国道及び主要地方(県)道並びに町道とそれぞれが有機的に機能するよう網羅され、今後は交通量等の変化に合わせた拡幅等の機能強化や良好な道路環境維持に向けた計画的な改修等が必要となる。

中でも、最上川に架かり荒砥と鮎貝を結ぶ荒砥橋の架け替え工事は、平成 32 (2020) 年度の完成、供用開始を目指しており、計画的な工事实施に向け関係機関との調整を図る。また、置賜圏域を 30 分で結ぶ広域交通網整備については、現段階では構想段階であるが、今後計画的な整備が進むよう関係機関への働きかけを行う。

生産性を高める農道及び林道については、生活環境面においても必要となる施設であり、地域ニーズの把握を行いながら対応していく。

(4) 上下水道

上水道は普及率 97.8%と町全域を網羅している。今後は老朽化した施設の計画的な整備を行いながら、良質で安全安心な飲料水の供給を継続する。

生活排水処理施設については、「全町下水道構想」に基づき、集合処理（公共下水道事業、農業集落排水事業）及び個別処理（合併浄化槽整備）を実施している。水洗化率は約 77.8%となっており、今後も快適な生活環境を確保と良好な水循環を維持に向け、事業を継続して推進しながら水洗化率向上を図る。

なお、集合処理の浅立地区及び西高玉地区の農業集落排水の各施設については、公共下水道処理施設への統合により、処理の効率化を図る。

(5) 福祉・文化・スポーツ

平成 27 年国勢調査において、本町の高齢化率は 34.4%、15 歳未満については 11.6%と少子高齢社会が確実に進展している。今後、保健・福祉・医療に対する需要の増大が予想され、子育て支援から高齢者対策まで多様なサービス基盤の確立が求められてくるが、本町では乳幼児から高齢者まで安心して暮らせる環境づくりを目指し、各層における諸計画に基づく保健・福祉・医療の包括的支援ネットワークの充実に取り組んでいく。

また、第 5 次総合計画後期計画では、施策の柱の一つに「子育て・教育」も掲げており、計画に沿った子育て教育環境の充実に図っていく。

文化・スポーツの分野では、町民の活動を支える拠点としての施設整備を進め、町民の文化力向上及びスポーツ振興に努めていく。

施設の種類	位置及び規模	利用の 範囲	対図 番号	備考
十王地区コミュニティセンター建設事業	十王 A=783 m ²	十 王	22	
主要地方道長井白鷹線道路改築事業 (荒砥橋架け替え)	荒砥、鮎貝 L=323m	広 域	23	
浄水場耐震化対策事業	高岡	町内全域	24	
公共下水道事業（管渠）	浅立、西高玉	町内全域	25	
特定地域生活排水処理施設整備事業 (町設置型合併浄化槽)	町内 35 基/年	町内全域	26	

3 森林の整備その他林業の振興と関連

白鷹町森林整備計画との整合性を図りながら、集会施設などの施設整備においては、町内の森林資源の活用を積極的に進め、地場産材の消費の拡大と、地域資源の有効利用を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

平成32年を目標とする第5次白鷹町総合計画及び振興実施計画、各所管における各種整備との整合性を取りながら、農村地域の生活環境の整備を一体的に進める。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地の「除外すべき土地」欄に掲げる土地を除いた土地を農用地区域とする。

「除外すべき土地」欄に掲げる土地は、別途附図第1号に白色で示す地域とする。

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
蚕桑地区 高玉地域 A-1	最上川左岸線、長井市境界線、大字横田尻との字界線を順次結んで囲まれた地域	(1) 主要地方道長井・大江線沿いに形成する雪舟町・権現堂・八景・西小路集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 主要地方線長井・白鷹線沿いに形成する境・薬師堂・門前集落内にそれぞれ介在する農用地 (3) 高玉字南魂消 703-1 (4) 高玉字上山田 3574-1、3574-4、3575-4、北林 4073-1、字寺田 4090-1、4091、字大栗澤 4094-1、4094-2、4094-4、4094-5、4094-8、4094-10、4094-21、4094-29、字善山道 4100-7、4105-13、4106-46、4113-1、4113-6、4113-19、4113-21、4113-23、4114-1～4114-4、4115-1、4115-2、4116-1～4116-3、4117-1、4117-2、4117-5～4117-7、4117-9～4117-12、4118-2、4118-4、4118-6、4118-9、4119-7、4122-7、4122-20、4122-25、4122-26、4122-30、4123-10～4123-13、4123-31、4124-1～4124-5、4124-10、4124-14～4124-22、4124-24、4124-30～4124-33、4127-1～4127-7、4268-2、4294-1、4295-1、4296-1、4297-1、4304-1、4304-2、4305～4311、4312-1、4313-1、4490-2、字安海檀 4135-18、4136-1～4136-5、4137-1～4137-7、4138-1～4138-33、4139-1～4139-21、4140-2、4140-3、4140-8、4140-10～4140-14、4140-16～4140-22、4141-3、4141-5、4141-15～4141-22、4141-26、4141-28～4141-30、4141-34、4142-4、4145-3、4145-4、4145-11、4152-16、4152-35、4152-36、4152-51～4152-55、4153-17、4153-18、4153-35、4153-41、字切端 4154-6～4154-11、4155-5～4155-11、4156-1～4156-4、4156-6、4157、字大石 4158、4441～4448、4449-1、4449-2、4450～4456、4464、4475、4477～4480	
蚕桑地区 横田尻地域 A-2	最上川左岸線、大字高玉との字界線大字山口との字界線及び旧鮎貝村との境界線を順次結んで囲まれた区域	(1) 主要地方線長井・白鷹線沿いに形成する高野・笠松・池ノ端集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 南小路・北小路集落内にそれぞれ介在する農用地 (3) 主要地方線長井・白鷹線沿いに形成する田尻上・町中・下町集落内にそれぞれ介在する農用地 (4) 横田尻中河原一 186-19～186-23、187-1、189、195 (5) 横田尻字山神 5694-1、5694-8～5694-16、5695-1、5695-3、5695-5～5695-9、5695-11、5695-12、5695-16、5695-17、5696、5697、字入山田 5732、5733-2、5738、5741、字閑居林 5747-2、5749、5750、5752、5754～5757、5758-1～5760-3、5762、5766、5767、5769、字焼野 5797-2、5804-1、5806、5807-1、5807-2、5808、字繁昌在家 5826-2、5828-1、5829-1、5830-1、5830-2、字上之墓 6218-1、6219-1、6219-2、6220-2、6221、6222-1、6223、6224、字西中之澤 6225-10、6225-11、6225-13、6225-17、6225-18、6225-4、6225-5、6225-8、6225-9、6229-10～6229-16、6229-19、6229-21～6229-24、6229-32、6229-36、6229-38、6229-57、6230-1～6230-4、6232-1、6232-2、6232-4、6232-5、6237-2、字中之山二 6264-4、6264-5、6264-7、6264-9、6265-1、6265-3、6265-5、6265-6、6265-8、6265-9、6265-11～6265-17、6265-19～6265-22、6265-24、6265-36、6265-40、6265-46、6266-1～6266-4、6266-6～6268、6269-1、6269-2、6272-1、6272-2、6274-1、6275-1、6275-3、6275-4、6276-1、字立林二 6618-1、6619-1、6621、6622、6634～6637、字臼ヶ澤三 7208、字水上一 7218-12、7218-14、7218-15、7218-18、7218-25、7225-3～7225-7、7225-10、7225-13、7225-15、7225-21、7226-1、字大元入 7227-1、7227-4、字小白澤 7236-21、字七十刈 7458-1、7458-2、7459、7460～7462、7463-1、7463-2、7464	

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
蚕桑地区 山口地域 A-3	大字横田尻との字界線、旧鮎貝村との境界線を順次結んで囲まれた区域	(1) 山際・沖集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 主要地方道長井・大江線と町道田尻新地線の交差点から同町道沿い及び町道佐野線沿いに形成された集落内にそれぞれ介在する農用地 (3) 主要地方道長井・大江線とその他の町道黄壇線及び都市計画用途地域界を順次結んだ区域に介在する農用地及び同町道沿いにある農用地 (4) 八幡川左岸線・字新地前 15-1、16、25、字中丸 9-2、11-3、12-2、14-2 番地の筆界線、中丸公園敷地、農業振興地域筆界を順次結んで囲まれた区域内に介在する農用地 (5) 町道大林寺西口線沿いに形成する集落内に介在する農用地 (6) 姫城・新地・ハヶ森集落内にそれぞれ介在する農用地 (7) 山口字山神 5088、字山神北 5092～5098、5099-1、5100～5103、5105、5106、5108～5111、5112-2 (8) 山口字西口 390-4、396-1、398-1、399-1、405-1、字ハヶ森前 506-1～506-3、510-1、510-2、512-1～512-3、513、514、515、516-1～516-4、517-1、字狐森 535-1、536-1、559-1、559-5、559-6、562-1、字西口東 584-1、598-2、598-3 のうち、いずれも町道谷町ハヶ森線道路用地となる農用地 (9) 山口字中谷地北 873-3、873-5、873-7、字水相場北 1805-1、1806、1808-3、字姫城北 1815-6、1817、1818、1820、1821-1、1822-1、1823、1824-1、1825、1833-3、1834-1、1835、1837、字姫城 2085、2086-1、2086-2、2087～2091、2092-1、2093、2094-1、2095-1、2096-1、2097、2098-1、2100、2101、字堂林 4084-2、4092-2、4093、4097-1、字清田 4106-2、4107-1、4108-1、4110-1、4111-1、4111-3、4112-1、4112-5、4113、4115、4116-1、4117～4120、4121-1、4122、4127、4128-1、4128-2、4129～4131、4132-1、4133-1～4133-3、字本苗代 4161、4162-1、4163、4164-1、4164-2、4165-2、4172-1、4172-2、字寺入 4177-2、字滝ノ澤口南 4248-1、4249、4268-2、4329、字和居集口 4270-1、4271-1、4272、4273-1～4273-3、4274、4275-1、4276-1、4277～4279、4280-1、4281～4283、4286～4290、4294-1、4295-1、4296、4297-1 字長峯 4301～4303、字尻子坂 4340-1、4341、4343-2、字清田澤 4407-5、4432-2、4432-7、4438-1～4438-3、4438-5、4438-7、4438-8、4438-10、4442、字三階滝 4443-3、4450-2、字和居集 4453-2～4453-8、4453-16～4453-18、字南澤 4467-1、4468-1～4468-3、4469、4471、4471-1、4472-1、4472-2、4472-4、4473、4474-2、4474-3、4474-5、4474-9、4474-12～4474-15、4474-17、4474-21、4474-25、4475-1、4481-1、4489-2、字平 4516-1、字姫子澤 4549、4550～4552、4553-1、4554～4556、4587-1、4587-2、4588、4594、4595、4596-1、4596-2、4597-1～4597-3、4597-8、4598～4602、4604、4605、4608-1、字越場 4784-5、4784-6、4785-2、4785-3、4785-5、4785-8、字上野々 4791-1、4791-2、字土ヶ窪 4845、4846、4849-1、4850-1、4851-1、4852-1、4883-2、4884-4	
鮎貝地区 鮎貝地域 B-1	最上川左岸線、旧蚕桑村境界線、大字深山との字界線、大字高玉との字界線を順次結んで囲まれた区域で、都市計画用途地域を除く区域	(1) 鮎貝駅前を中心とする集落内に介在する農用地 (2) 箕和田集落内に介在する農用地 (3) 鮎貝小学校、柏原団地を中心とする赤坂、柏原、新田、橋本集落内にそれぞれ介在する農用地 (4) 鮎貝字幸寿原 18-1 (5) 鮎貝字中善寺平 5215-447、5215-452、字中善寺平三 5215-449、5215-450 (6) 鮎貝字中善寺平 5215-103～5215-111、5215-113、5215-142、5215-251～5215-255、5215-307、5525～5527、5538-1、5538-2、5540-1、5540-2、5541、5542-1～5542-3、5543、5545-1、5545-2、5547-2、5549-2、5550-2、5551-2、5552-2、5555-1、5555-2、5559-1、5560-1	

地区・区域 番 号	区域の範囲	除外する土地	備考
鮎貝地区 高岡地域 B-2	最上川左岸線、大字箕和田との字界線、大字深山との字界線、大字栢窪との字界線を順次結んで囲まれた区域	<p>(1) 高岡、東、塩田、古屋敷集落内にそれぞれ介在する農用地</p> <p>(2) 高岡字中ノ澤3 4283、字中ノ澤四 4284、4285、4287、4288、字田廻澤一 4429~4445、字田廻澤二 4483~4492、4494~4517、4526~4528、字貝ノ倉 4652、4653-1、4653-2、4654-1、4654-2、4655、4656、4657-1、4657-2、4658、4659、4660-1、4660-2、字坂ノ上 4720-1、4726-1、4726-2、4727-1、4728-1、4729、4731-3、4732-1、4732-2、4734-1、4735、4736-1、4737、4738、4740-1~4740-3、4740-5、4741-1、4743-1、4745-1、4747-1、4748-1、4749-1、4751-1、4753-1、4753-2、4754-1、4754-2、4756、4759-1、4759-2、4762-1、4763-1、4764-1、4764-2、4765-1、4766-1、4777-2、字水上澤一 4869~4874、4875-1、4875-2、4876、字水上澤二 4877~4887、4888-1、4888-2、4889~4891、字大窪平一 5074-1、5074-2、5074-5、5074-9、5074-12、字水林 5075-3、5075-8、5078-1、5079-1、5081-1、5083-1、5083-2、5084-1、5086-2、5088-1、5089-1、5090-1、5090-2、5091-1、5091-2、5094-4、5096-1、5097-1、5097-2、字焼山 5109、5111~5120、5121-1、5121-2、5122~5129、5131~5136、5138、5139、5140-1~5140-3、5141~5143、5151-1~5151-3、5151-5、5151-7、5151-8、5151-11、5151-14、5151-15、5151-17、5151-20、5151-21、5151-25~5151-35、5151-40~5151-42、5151-48、5151-67、5151-72~5151-82、5151-93、5151-95、5152-1、5152-2、5153、5154-1、5154-2、5156-1、5156-2、5157-1、5158-1、5160-2、5160-4~5160-10、5160-24、5160-31、5160-34、5160-35、5160-38、字大森二 5184~5186、5187-17、5187-18、5187-25~5187-42、5187-47、5187-48、5187-50、字前平 5226、5230、5232、5242-1~5242-6、字中ノ峯二 5569-1、5569-2~5569-4、5569-25、5569-28、5569-30~5569-40、5569-42、5569-43、字大窪平二 5587-2~5587-5、5587-11~5587-13、5587-17、5587-23~5587-26、5587-39、5587-41</p>	
鮎貝地区 深山地域 B-3	大字鮎貝との字界線、大字箕和田との字界線、大字高岡との字界線、大字黒鳴との字界線を順次結んで囲まれた区域	<p>(1) 深山、大門、西向集落内にそれぞれ介在する農用地</p> <p>(2) 深山字橋本二 609-3、638-6、641-6、682-5、683-5、684-7、685-4、字中善寺三 774-5、774-6、779-2、780-6、782-4、783-3、784-3、787-3、788-4、790-4、791-3、796-5、797-2、802-4、806-4、807-4、811-2、812-2、813-4、815-4、819-4、字沼平一 827-3、830-3、862-2、字中川原 4909-2、4910-2、4911-2、4912-2</p> <p>(3) 深山字沼平二 882-1、882-2、882-4、字沼尻 3569~3573、3575-1、3575-2、3576~3583、3584-1、3584-2、3585、3586-2、3587~3592、3594~3596、3598、3602~3604、3606-1、3608、3609-2、3609-3、3610-1、3611~3614、3616~3627、3631、3637、字沼山ノ一 3642、3643~3648、3649-1、3649-2、3650~3652、3653-1~3653-3、3654~3656、字沼山ノ二 3666~3684、字沼山ノ三 3685-1~3685-4、3686~3691、3694-1、3695、3696-1、3697、字上ノ台 3698、字堀田澤 3705~3715、3723~3735、3737、3738、3739-1~3739-8、3740、3741、字戸屋峯二 4704-1~4704-3、4705、字筒山一 4706-1~4706-3、4706-5~4706-15、字筒山二 4707-1~4707-5、4708、字筒山三 4709-1~4709-4、4709-6~4709-11、4710、4712-1~4712-3、字筒山四 4713-2、4713-3、4713-7</p> <p>(4) 栢窪全域</p>	
鮎貝地区 黒鳴地域 B-4	大字栢窪との字界線、大字深山との字界線、大字鮎貝との字界線を順次結んで囲まれた区域	<p>(1) 黒鳴集落内にそれぞれ介在する農用地</p> <p>(2) 黒鳴字上ノ台 420、421、421-1、字葛畑 902-1、903-1、904-1、905-1、906-1、907-1、908-1、909-1~909-3、910、911、914-1、916、916-1、919、920、922~927、929~932、2073-1~2073-7、2074-1~2074-9、2074-11~2074-22、2074-25~2074-35、2074-37~2074-46、2074-49、2074-51、2074-53、2074-55、2074-57、字上ノ基二 946~948、949-1~949-4、950-1、950-2、951-1~951-3、952-3、字新田一 954、955-1、955-5、957-3、958~960、961-1、961-3、962-1、962-2、963-1~963-4、964、964-1、965-1~965-7、966、966-1、966-2、967-1、967-2、968~970、字荒山沢 933-1、933-2、936-1~936-5、937-1、937-2、941、1302-1、1302-2、1303、1304-1、1304-2、1305-1~1305-3、1306、字新田三 972、973-1~973-3、974-1、974-2、975-1、975-2、976、976-1~976-3、977~981、982-1、982-2、983~987、字新田五 993~995、995-1~995-4、996~1000、1001-1~1001-3、1002~1010、1010-1、字新田六 1011~1016、1018~1021、字新田七 1023、1024、1027~1030、1031-1、1031-2、1032-1、1032-2、1033、1034-2、1035~1046、1047-2、1049、1051~1055、1056-2、1057-1、1057-2、1058、1059、字新田八 1062~1065、1069-1~1069-3、1071~1077、1077-1、1078~1082、1082-1、1083、字新田九 1099、1099-1、1100~1102、1103-1~1103-3、1104、1105-1、1106~1119、1119-1、1119-2、</p>	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
鮎貝地区 黒鴨地域 B-4	大字柄窪との字界線 大字深山との字界線、 大字鮎貝との字界線 を順次結んで囲まれ た区域	字新田十 1120、1121、1121-1、1122-1～1122-3、1123、1123-1、1123-2、1124～1127、1128-1、1128-2、1129、1131、1131-1、1131-2、1132、1133、1134-1～1134-3、1136-1、1136-2、字新田十一 1137～1148、1149-1、1149-2、1150～1152、1153-1、1153-2、1154～1163、1164-1～1164-4、1165～1168、1168-1、1170～1172、1173-1、1173-2、1174～1177、1177-1～1177-4、1178、1178-1、1179～1195、字新田十二 1196～1202、1204～1206、1213、字新田十三 1231、1232、1233-1、1233-2、1234～1243、1244-1～1244-8、1245、1246-1～1246-6、1247～1252、1253-1、1253-2、1254-1、1254-2、1255-1、1255-2、1263-1、字荒山一 1280-5、1290、1291、字芳原 1307、1308-1、1308-2、1309、1310-1、1310-2、1311～1319、字下屋敷一 1320～1322、1323-1、1323-2、1324～1338、1339-1、1340、1340-1、1341、1341-1、1342～1345、字下屋敷二 1346、1347、字荒山二 1349、1351-1～1351-4、1354～1360、字中平二 1446-1、1446-2、1447～1449、1450-1、1450-3、1451～1455、1456-1、1457、1458-1、1458-3、1459、1460、1461-1、1461-3、1462-1、1462-3、1463-1、1464～1471、1472-1、1473-1、1474-1、1475～1479、1480-1、1481-1、1482-1、1483-1、1484、字御側一 1485～1487、1487-3、1488-1、1488-3、1490、1491、1493、1494-1、1494-3、1495-1、1495-3、1496-1、1496-2、1496-4、1496-6、1497-1、1498-1、1499-1、1500-1、1500-3、1501-1、1501-2、1501-4、1501-6、1502-1、1502-2、1504～1512、1513-1、1513-2、1514-1、1514-2、1515-1、1515-2、1516、字御側二 1517、1518、1519-1、1520-1、1520-3、1521-1、1522、1523-1、1525-1、1526-1、1527-1、1528～1532、1534、1536～1540、1542～1559、字御側三 1560～1564、1564-1、1565、1565-1、1566～1604、1605-1、1605-2、1606～1614、字滝ノ上 1616～1628、1630～1642、1644～1653、1655-1、1655-2、1656-1、1656-3、1657-1、1657-3、1658-1、1658-3、1659、1660-1、1660-2、1661、2068-1～2068-6、2068-8、2068-13～2068-19、字中平三 1662～1670、1671-1、1671-2、1672～1684、1685-1、1685-2、1686～1693、1694-1、1695～1698、1699-1、1700～1703、1704-1、1704-3、1705、1706-1、1707-1、1708-1、1709-1、1710～1716、1717-1、1717-2、1718-1、1718-3、1719-1、1720-1、1720-3、1721、1722、1723-2、1723-3、1724-2、1725-1、1726～1729、1730-1、1731～1743、1746、字滝ノ下 2060-1、2060-2、2061-1～2061-5、2061-7～2061-10、字下屋敷 2062-1～2062-5、2062-9、2062-10、2062-13、2062-14、2063-1～2063-9、2063-11～2063-19、2064-1～2064-6、字下屋敷澤 2065-2、2065-5、2065-7、2065-11～2065-13、2065-15、2065-18、2066-1～2066-17、2066-19、2066-20、字御側 2067-1～2067-32、2067-37～2067-41、2067-43～2067-46、2067-55、字山ノ神林 2075-2、2075-8～2075-10、字虚空藏山 2079-2、2079-8～2079-16、字長峯一 2080-1～2080-9、字長峯二 2081-1～2081-10、字新田 2082-7、2082-35～2082-49、2082-51、字小手ケ澤二 2084-1～2084-4、2084-6～2084-10、字大手ケ澤 2085-3～2085-7、字棒手一 2090-1～2090-5、2090-7～2090-12、2090-16、字思澤 2093-1～2093-15、2093-17～2093-19、2093-24、2093-26～2093-32、2094-1、2094-3～2094-9、字番藏澤 2095-1、2095-2、2095-4、2096-1～2096-12、字荒山 2097-2～2097-4、2097-14～2097-18、2097-22～2097-24、字根古林 2099-1～2099-10、字棒手 2100-10～2100-20、2100-24～2100-27	
荒砥・十王 地区 荒砥地域 十王地域 C-1	最上川右岸線、旧東根 村境界線、旧白鷹村境 界線、大字菖蒲との字 界を順次結んで囲ま れた区域で、都市計画 用途区域を除く区域	(1) 下貝生、上野、八掛、下折居、上折居、塩田、中十王、本宿一、本宿二、集落内にそれぞれ介在する農用地のほか、大字十王地 内の町道荒砥細野線の起点から国道 348 線と町道追分塔ノ前線の交点までの国道の両側それぞれ 50m の区域に介在する農用地 (2) 荒砥乙字廻り矢 1230-2、1232-1、1234-1、1236-1、1237-1、1238-3、1239-1、1243-1、1244-1、1245-1、1246-1、1247、1248-1、 1249-2～1249-4、1250-1、1255-1、1258、1259-2、1260-2、1280-1 (3) 十王字高野清水 1532-3、1533-2、1533-4、1534～1536、1537-1、1538 (4) 十王字外凸 5005-1、5005-9、5007-5、5007-7、5007-10、5007-16 (5) 十王字塩田道下 4794-1、4795-2、4795-6、4798、4799、4800、4800-1、4801、4801-1、字下川原上 5101-1、5106-1、5107-1、5108、 5108-1、字柿之木 5091-1、5091-5、5092-1、5092-2、5093-3 (6) 十王字小四王南 1796 (7) 荒砥乙字小野市 2213-1、2213-2、3160-27、3160-33、3160-36～3160-40、3160-42、3160-44、3160-45、3160-49～3160-59、3160-65 ～3160-71、3160-106、3160-108～3160-110、3160-113～3160-116、3160-120、3160-121、字神子ノ澤 2443-5～2443-8、2533-1、2534-1、	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
荒砥・十王 地区 荒砥地域 十王地域 C-1	最上川右岸線、旧東根 村境界線、旧白鷹村境 界線、大字菖蒲との字 界を順次結んで囲ま れた区域で、都市計画 用途区域を除く区域	字神子ノ澤 2535-1、2536-1、2537-1、2538-1、2540-1、2541-1、2535-2、2536-3、2537、2541～2544、2546、2547、2549～2552、字 堂田 2989-2、字尾積雪 3154-1、3154-2、3154-22～3154-26、3154-34、3154-37、3154-39～3154-41、3154-55、字中峯 3162-1～3162-5、 3161-12、3161-13、3162-16、3161-61、3161-62、3161-64、3161-68、字崩 3163-5、3163-21～3163-24、3163-28、3163-29、3163-31 ～3163-36、字崩 3163-48～3163-64、3163-66～3163-77、3163-79、3163-82～3163-90、3163-92、3163-93、3163-96～3163-102、3163-104、 3163-106～3163-135、3163-138～3163-142、3163-144、3163-146～3163-148、3163-150～3163-155、3163-166、3163-174、3163-175、 3163-177～3163-185、3229～3231、字若布沢 3164-4、3164-5、3164-7～3164-9、3164-30、3164-34、3164-35、3164-70、3164-143、 3164-144、3164-146、3164-161～3164-164、3195～3204、3206、3217～3223、字李坂 3166-4、3166-5、3166-8～3166-31、3166-33 ～3166-54、3166-56、3166-57、3166-60～3166-79、3166-81、3166-82、3166-88、3166-135～3166-144、3166-153、3166-155、3166-160、 3166-162、3166-165、3166-168、3166-173、3166-174、3166-179～3166-185 (4) 十王字姥石 216～223、230-1、231-1、231-3、232-1～232-3、234-4、字横関 1059-1、1064、1066-1、1066-3、字登手上 1560、1563-2、 1565-1、1565-2、1566～1570、1572、1573、1575、1576、1577-2、1577-3、字小四王南 1831-1、字小四王 1838、1839-1、1840、字 小四王窪 1856、1858、1859-1、字櫛株 4877、字熊野澤 5064-1、5069-3、5070-4～5070-7、5070-11、5071～5073、5073-1、5074、5074-1、 5075、5075-1、5076、5080、5080-1、5081～5083、6031、横屋敷入口 5287、5288、5289-1、5291-1、5292～5294、5300、字三ツ石 5454、5455-1、5455-2、5456-1、5456-2、字佛坂前 5556-2、字笹ノ倉上 5618-1、5623-1、5624-1、5635-1、5636-1、5636-4、5639-1、 5641-1、5645-1、5648-1、5649、字猫峯山 5695-17～5695-19、5695-21、5695-23、5695-45、5933-1、5933-2、5936-1、字大畠 5700-4、 5700-9、5700-13、5700-18、5700-28、5912-1、5912-2、5913-1、5913-2、5914-1、5914-2、5915-1、5915-2、5916-1、5916-2、5917-1 ～5917-3、5918-1、5918-2、5919-1、5919-2、5920、5921-1、5921-2、5922-1～5922-3、5923、5924、5925-2、5925-5、字砂田山 5707、 5707-1～5707-4、5707-21、5707-22、5707-24～5707-28、5707-32、5707-33、5707-35～5707-48、5707-50、5707-52、5707-53、5707-55、 5707-59、5707-62～5707-68、5707-72、5707-74～5707-78、5707-80、6008～6010、小四王山 5709-7、5709-8、字荒神 5713、5713-1 ～5713-3、5713-6、5713-12、5713-43、5713-46、5889、5890-1、5890-2、5891、5892-1、5892-2、5893、5894-1～5894-3、5895-1、 5895-2、5896、5897-1、5898、5899、5900-1、5900-2、5901、5902、5903-1、5903-2、5904-1～5904-3、5905-1、5905-2、5906、5907-1、 5907-2、5908-1～5908-3、5909～5911、字東檀山 5714-76、5799-2、5846-2、5847～5849、5850-1、5850-2、5851-1、5851-2、5852-1、 5852-2、5853-1、5853-2、5854-1、5854-2、5855-1、5856-1、5856-2、5857、5858、5859-1～5859-4、5860-1、5860-2、5861-1、5861-2、 5862-1、5863-1、5863-2、5864～5867、5869～5872、5877-2、5878、5879-1、5879-2、5880、5881-1、5881-2、5881-3、字上横関 5715-1、 5715-117、5715-118、5715-161、5802-1、5802-2、5803-1、5803-2、5804-1、5804-2、5805～5809、5810-1～5810-4、5811、5812、 5813-1、5813-2、5814、5815、5819、5830-2、5831-1、5831-2、5832～5840、5841-1、5841-2、5842-1、5842-2、5843～5845、5846-1、 字長清水 5716-60、5773～5776、5777-1、5777-2、5778～5785、5786-1、5786-2、5787～5789、5790-1、5790-2、5791-1、5791-2、 5792-1、5792-2、5793～5798、5800-1、5800-2、5801-1、5801-2、字一枚田 5717-8、5717-13～5717-21、5717-24～5717-27、5717-30、 5717-31、5717-79、5717-93、5769～5771、5772-2、5772-3、字李坂 5718-72、5759、5761～5764、5765-2、5766、5767、字磯澤 5882-1 ～5882-4、5883-1～5883-3、5884-1、5886-1、5886-2、5887-2、5888-1、5888-2	
荒砥・十王 地区 菖蒲地域 C-2	最上川右岸線、大字荒 砥甲との字界線、大字 十王との字界線、大字 萩野との字界線、大字 下山との字界線を順 次結んで囲まれた区 域	(1) 上菖蒲、下菖蒲集落内にそれぞれ介在する農用地	

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
荒砥・十王地 区 下山地域 C-3	最上川右岸線、大字菖蒲との字界線、大字萩野との字界線、大字佐野原との字界線を順次結んで囲まれた区域	(1) 蒔沢、下山集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 下山字前田 644-1、644-2、644-3、656-1、656-2、657-1、667-1、668、字沢味 671-1、字北野 722、723-1、724-1、725-2、700、704、706～709、713、714	
荒砥・十王地 区 佐野原地域 C-4	最上川右岸線、大字下山との字界線、大字中山との字界線、大字大瀬との字界線を順次結んで囲まれた区域	(1) 佐野原集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 佐野原字堂ノ前 597-2、599-1、599-2、601-1、602-1、字小牧澤 702-1、字細畑 704、705-9、708-1	
荒砥・十王地 区 大瀬地域 C-5	最上川右岸線、大字佐野原との字界線、大字中山との字界線、大字針生との字界線、西村山郡朝日町境界線を順次結んで囲まれた区域	(1) 大瀬、平田集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 大瀬字滝之下三 60、字滝之下一 69、70、字七ツ釜 88、字向之上 103、字橋本 236-1、字岩戸 328-1、329-1、字熊野澤 355-1、字鶴巻澤 391-1、391-3、392、字三平 690、696、字檀野前 880-1、880-2、882-1、882-3、885-1、886-1、888～890、897-1、字西野々 930～932、933-2、字前坂 934～936、937-1、938、939、940-1、942-1、943-1、943-2、943-6、944～949、949-1、字坂下 950、950-2、952、字高戸屋入口 1061、1063-1、1063-2、1064、1065～1068、字大榎 1078-1、1078-2、1079、字拾束刈 1080～1083、1084-1、1084-2、1085、字沼畑 1092～1100、字大畑 1102～1104、字清水入 1110～1124、1125-1、字扇畑 1128～1131、1140～1147、1149-1、1150、1151、字新林 1175-6、1178-3、1179-1、字前ノ山 1206-2、字肘掛平 1214-1、1214-2、1216-1、1216-2、1217-1～1217-5、1217-10～1217-14、1217-16、1217-25～1217-31、1217-34、1217-35、1217-42、1217-52、1218-2、字北山 1219-5、1219-7、字岩森 1220-1～1220-3、1220-8～1220-10、1220-13、1220-15、1220-16、1220-18、1220-19、1220-23～1220-29、1220-31、1220-32、1220-35～1220-37、1220-41、1220-43～1220-50、1220-52、字扇平 1221-7、1221-12～1221-15、1221-28、字石塚 1224-2、1224-11～1224-13、1224-37～1224-39、字川向 1246-5、1246-21、1246-22、字浅見向 1266-2、1266-5、字岩山 1278-26、1278-27、1287-5、字登り上 1281-1、字野山 1284-4、1284-6、1284-9、1284-10、1284-14、1284-15、1284-17、1284-19、1284-20、1284-22、1284-24、1284-28～1284-30、1284-35、1284-41～1284-43、1284-47、1284-48、1284-67、1284-77、1284-78、1284-128、1284-129、1286-1、1286-3、字坊主山 1287-1、1287-4、1287-7～1287-9、1287-11、1287-14～1287-23、1287-25～1287-35、1288-2～1288-4、1288-7、1288-8、1288-13～1288-21、1288-23、1288-31、1288-33、1288-35	
鷹山地区 滝野地域 D-1	大字十王との字界線、大字萩野との字界線を順次結んで囲まれた区域	(1) 滝野、細野、東小手沢集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 滝野字伏見ヶ原二 2626-2、2639、2640-1、2641-1、2642-1、2642-2、2643-1、2643-3、2644～2653、2654-2、字小滝沢一 2655-1、2655-4、字日向場一 3043-1、字中峰一 3051-2～3051-8、3051-19、3051-20、3052-5、3056 (3) 滝野字櫨株 624-3、字高野 664-1、664-3、665-1、666、667-1、668、670、686-1、686-2、687-1、689、722、723-1、724、726-1、字桃草一 728-1、728-2、729、730-1、732-1、733、734、736～738、740、743、743-1、745-1、745-2、752、753、753-1、字下高野 760、761-2～761-4、762、763-3、字上高野 839-2、字横道 875、877-1、879、880-1、880-2、882、882-1、883-4、884、923-1、924、926、928、字凸 1057～1059、1061、1062、字西 1094-1、字原 1126-1、1127、1134-1、1155、1162、1168-1、1168-2、字森ノ下 1259、字北堤 1368、1368-1、1369-2、字山崎 1405-1、1408-3、字北ノ澤 1564、1565-1、1566-3、1567-1、1567-4、1575、1576、字沼ノ澤 1577-1、1577-2、1581～1583、1584-1、1584-2、1585、字天神前 1603、1604、1604-1、1605～1608、1609-1、1609-2、1609-4、1609-5、1610～1613、1614-1、1614-2、1615、1615-1、	

地区・区域 番 号	区域の範囲	除外する土地	備考
鷹山地区 滝野地域 D-1	大字十王との字界線、 大字萩野との字界線 を順次結んで囲まれ た区域	<p>字天神前 1616～1619、1621～1625、1627～1629、字外水穴 1645-3、1645-6、1648-3、1648-6、1651-1、1655-2、1656-1、1657-1、1658-1、 字小澤 1660-1、1661、1662、1663-1、1664-1、1664-2、1665～1668、1669-1、1670-1、1671、1672、1673-1、1674-1、1675-1、1675-4、1676-1、 1676-2、1677、1678、字小関 1835、1836、1836-1、1837、1872-2、1873-1、字下滝 1875-1、1877、1878-1、1878-2、1878-7、1888、1889-1、 字檀ノ前 1942-1～1942-3、1943-1、1946、1949～1951、1953～1956、1957-1、1958-1、1959-1、1960-1、1970、字上滝 2022-1、2022-6、 2023-1、2028-1、字小出坂 2129-2、2130-1、2131-1、字笹倉 2154-1、2154-3、2154-4、2156、2156-1、2158-1、2158-2、2159-1、2159-3、 2162、2163、2164-1、2165、2166-1、2167-1、2168～2171、2172-2、2173、字崩 2186、2191-1、2195、2195-1、2200-1、2202、2206-2、2206-3、 2207～2209、2210-1、2210-3、2211-2、2212-1、2214-1、2218-1、2218-3、2219-1、2220-2、2220-4、2222-2、2223、字前細野 2231、2231-1、 2232、2233-1、字源氏 2243～2247、字行歩澤 2252-1、2252-5、2261-6、2263-2、2268、2270-7、字細野前田 2317-5、字細野 2329-2、2329-3、 2355、2355-1、2356、字山ノ神 2438、2439、字塩ノ畑 2496、2497、2499、2500、字板木澤 2525、2525-1、2526～2529、2529-1、2530～2532、 字伏見ヶ原一 2623-1～2623-4、2624-1～2624-3、字伏見ヶ原二 2626-1、2629、2630、2631-1、2632～2634、2636、2637-1、2654-1、字小 滝澤二 2686～2692、2695～2698、字小滝澤三 2701、2704-1、2705、2710、2711、2712-1、2712-2、2713-1、字滝ノ上 2756-3、2756-4、2757、 2757-1、字凸會 2804-4、2804-5、2804-9、字高稲荷 2805-10、字外凸 2806-1、2806-2、2806-4、2806-5、2806-7、2806-8、字新田向 2812-1、 2812-4、2812-5、2812-8、2812-9、字山神上 2815、2815-1～2815-3、2815-5～2815-15、2815-19～2815-21、2816、2816-1、字堂ノ上 2826、 2826-2～2826-11、2826-18、2827-1、字長峯二 3008-2～3008-4、3008-6、3008-7、3009、3009-1、3009-6、字押立下 3012-5、3013、3013-1、 3014、3014-1、3014-2、3015、3015-1、3015-4～3015-6、3016、3016-1、3016-2、3017-1、3017-3、3017-5、字瀬尻 3018、3018-1、3018-6、 3018-7、3018-9、3018-10、字日向場一 3041、3041-1、3043-2、3043-4～3043-7、3043-10、3043-13、3043-17、3043-20、3044-1～3044-3、 3044-5、3044-7～3044-9、3044-11、3044-12、3044-14～3044-16、3044-18、3044-20、3044-23、3044-24、3045、3045-1～3045-7、字大平 尻 3046-3、3046-5、3047-1～3047-5、3048、3048-1～3048-8、3049-1、3049-6、3049-7、3049-11、3049-16～3049-18、字中峯一 3051-1、 3051-9、3051-10、3051-12、3051-16、3052、3052-1、3052-2、3052-4、3053、3053-1～3053-6、3053-9、3053-10、3054-2～3054-7、字中 峯二 3057、3057-1、3057-3～3057-5、3058-1～3058-7、3058-11～3058-14、3058-16、3058-19、3058-27、字前田向 3059、3059-1～3059-5、 3060-3、3060-5～3060-13、3060-15、3060-16、3060-47、3061-3、3061-4、3061-6～3061-8、3061-10、3062-2～3062-11、字外源氏 3063-1、 3063-2、3063-4、3063-5、3063-11、3064-1、3064-2、3064-4～3064-7、3064-9、3065-1、3065-3～3065-14、3066-1～3066-6、3067、3067-3 ～3067-5、3222-1～3222-5、3223、字百枚凸 3069、3069-1～3069-4、3069-8、字鍋滝三 3070-1、3070-3～3070-5、3070-7、3070-11、3070-14、 3070-18、3070-19、3070-25、3070-28、字鍋滝一 3073-2、3073-4、3284-1、3285-1、字鍋滝二 3075、3075-1～3075-4、3075-6～3075-8、 3075-10～3075-12、字小澤上一 3076-13、3076-14、3076-16、字小澤上二 3077-1、字小澤口 3080-3、3080-5、字鬼ヶ窪 3081-7、3081-20、 字天神上 3105-1、3105-4、字小森向 3113-3、3113-5、3113-7、3113-23～3113-26、3113-28、字堤頭一 3114-1、3114-4、3114-5、3114-7、 3114-8、3115-1、3115-2、3115-4～3115-9、3116、3116-1、3116-4、字桂田上 3119-1、3119-6、3119-7、3119-11、3119-12、3119-14、3119-16、 3119-18～3119-24、字館腰二 3121-2、3121-19、字桃草一 3132、字桃草二 3133、3135～3139、字狐塚 3140～3158、字清水上 3182～3192、 3194～3212、字小出坂 3215-1、字塩ノ畑 3216</p>	
鷹山地区 萩野地域 D-2	大字滝野との字界線、 大字十王との字界線、 大字菖蒲との字界線、 大字下山との字界線、 大字中山との字界線 を順次結んで囲まれ た区域	<p>(1) 山道、萩野、寺西集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 萩野字六月 2304-2</p>	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
鷹山地区 中山地域 D-3	大字萩野との字界線、 大字佐野原との字界 線、大字大瀬との字界 線、大字針生との字界 線、西村山郡朝日町境 界線、東村山郡山辺町 境界線を順次結んで 囲まれた区域	<p>(1) 中田、田尻、堀の内、北原、原、上原集落内にそれぞれ介在する農用地</p> <p>(2) 中山字嶽原 2567-1、2567-9、2567-10、字嶽下入 2568-11～2568-12、字金澤 2602-1～2602-3、字堤南 2603-1～2603-3、2603-10、 字五澤 2618-5、2618-7、2618-16、2618-19、2834-3、字粕立 2847、2848-1、2848-4、2848-5、2848-9、2851、2853</p> <p>(3) 中山字原場六 2539-8～2539-9、字原場七 2538-10～2538-13、2538-19～2538-20</p> <p>(4) 中山字西 1115-3、1115-4、1119-2、1121-4</p> <p>(5) 中山字千化地 72、74-2、75、字北田 97-1、98、字上八家 1982-2、1983-7、字坊主田 2034-1、2044、字西中入 2121-1、2121-2、2122-1 ～2122-3、2123、2125-1、字上向山 2296、2297、字下膳棚 2352-1、字滝澤 2373、2374、2375、字長坂 2394、2395、2397-1、2397-2、 2398～2401、字長山 2505-2、2505-4～2505-7、字長山二 2506-2、2730、字長山三 2507-3、2729-1、字焼野下 2512-9、字焼野北 2513-2、 2513-3、2513-5、2513-7、字下中入 2521-5、字附場向 2522-1、2522-2、2522-8、2522-9、2522-20、字八森下 2523-1、2523-3、2523-6、 2523-19、2523-21、2523-22、字長峯 2535-3～2535-5、2535-7、2535-10、2535-19、2535-21、2535-24、2762-1、2763、2764、2768、 2769、字原場六 2539-1、2539-6、2539-15、字原場五 2546-1～2546-6、2546-11～2546-13、2546-17、2546-19、字原場二 2547-2～2547-5、 2547-7、2547-11、2547-12、2801、2803～2809、字嶽 2565-2、2565-4、字嶽北 2566-8～2566-13、2566-18、字堤南 2603-7、2603-12、 字南赤田 2611-2、2611-15、2611-16、字丸澤 2612-2～2612-11、字根堀場 2614-1、2614-3～2614-5、2614-20、2614-21、字横山 2616-1 ～2616-6、2616-8～2616-10、字道上 2617-1～2617-10、字並松下 2631-1～2631-3、2631-6、2631-10、2631-14、2631-15、2631-26、 2631-29、2938-1、2941、2942、2943-1、2944-1、字並松原 2632-4、2632-6、2632-7、2632-9、2632-11、2632-14、2632-17～2632-23、 2632-25、2632-31、2632-44、2632-52、2632-55、2632-57、2632-60、2632-70、字蛸原 2633-3、2633-8、2633-9、2633-12、2633-13、 2633-15、2633-16、2633-22～2633-27、2633-34～2633-36、2633-38、2633-43、2633-45、2633-50、2945-1、2945-2、字北ノ原 2634-6、 2634-10、2634-11、2634-14、2634-21、2634-22、2634-26～2634-29、2634-32、字雨沼 2635-10、2635-13、2635-14、2635-16、2635-18、 字田尻向 2645、2645-1～2645-6、2645-8～2645-12、字田尻向二 2646-1、2646-3、2646-5、2646-7、字上転 2647-1、2647-5、2647-7、 2647-8、字下転 2648-3、2648-4、2648-7、2648-8、字柵東 2649-1、2649-3～2649-5、字柵西三 2654、2654-1、2654-2、2654-4、2654-5、 2654-7～2654-9、字五所一 2655、字五所二 2656、字貳森 2661-1、2661-5、2661-6、2661-12、2661-14、字三森山 2662-1、2662-3、 2662-6、字壺凸 2663-8、字壺滝 2663-1～2663-5、2663-7、2663-9、2663-10、字貳姫 2680-1、2680-2、字向二 2683-5、字首道 2684、 2684-1～2684-5、2684-7～2684-9、2684-11、字北坂 2685-2～2685-5、2685-9、2685-10、2685-36、2685-39、字西坂 2686-9、2686-11、 3020、3022-2、3023-2、3024-1、字三姫 2688-1、2688-4、2688-8、2688-15、2688-59、字北姫 2690-1、2690-11、字焼野上 2731-1、 字丸澤下 2813、2822-1、2822-2、2824-1、字並松 2885-1、2885-2、2886、2892、字丑澤西 2905-1、2906-1、2907-1、2907-2、2908-1、 2908-3 字並松上 2909-1～2909-3、2910-1、2910-2、字林中 3038、3043～3045</p>	
鷹山地区 針生地域 D-4	大字中山との字界線、 大字大瀬との字界線 西村山郡朝日町境界 線を順次結んで囲ま れた区域	<p>(1) 針生集落内にそれぞれ介在する農用地</p> <p>(2) 針生字前田 271-1、274、281-2、字入 297、298-2、299-2、307、309-2、310、字袖之沢 319、328</p> <p>(3) 針生字上谷地 2-1、字西久保 144-1、821-1、字田代 175-1、177、556、557、560、字内越 178、179、180-1～180-4、572～576、576-1、 829-4～829-19、829-40～829-44、829-47、829-48、829-50～829-58、829-71～829-73、829-76、829-84～829-88、829-94、829-96 ～829-109、829-144、829-146～829-151、829-153、829-157、829-160、829-161、字滝澤 186-5、577、字三ツ口澤 232-12、233、字 水上 336、361～364、367、368、714、831-1、831-4、831-5、字日向 234、235、237、238、239-1、239-2、598、599-1、599-2、600-1 ～600-4、601～604、782-1、782-2、788-1～788-3、791-2、字高山 240～242、242-1、字入 290～294、295-1、620、622、625～628、 756、757、758-1～758-5、759-1、759-2、760-1、760-2、761～764、770-2、771、772、字鍛冶山 564、566～569、803、804、字滝沢 坂 571-1～571-3、815-1、815-2、819-1、820-1～820-3、829-20～829-27、829-31、829-32、829-34～829-39、829-45、829-60～829-66、 829-68～829-70、字滝沢坂 829-80～829-83、829-126、字ヲハ澤 688-1、688-2、字北ノ入 692-1、692-12、693～695、字上ノ台 765、</p>	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
鷹山地区 針生地域 D-4	大字中山との字界線、 大字大瀬との字界線 西村山郡朝日町境界 線を順次結んで囲ま れた区域	字向山 774-1、774-2、775、776-1、776-6、777、778-1、778-2、779、780、781-1～781-3、字道六神 796-2、798-8、字小根田 802-1、802-3、 802-6、字西ノ森 824-1、824-3、824-4、824-7～824-9、824-11、824-12、824-17～824-19	
東根地区 浅立地域 E-1	長井市境界線、最上川 右岸線、大字広野との 字界線、大字畔藤との 字界線を順次結んで 囲まれた区域	(1) 高野、浅立、柳、原、小坂集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 浅立字岩崎 6064-2、6065-2、6066-2、6067-2、6068-2、6068-3、6069-2、6070-2、6071-2、6072-2、6087-2、6089-2、6090-2、6091-2、 6092-2、6093-3、6094-2、6120-2、6121-2、6122-2、6123、6124-3、6125-2、6147-3、6149-2、6186-2	
東根地区 広野地域 E-2	大字浅立との字界線、 最上川右岸線、大字畔 藤との字界線を順次 結んで囲まれた区域	(1) 広野集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 広野字上広野 2787-2、2788-2、2789-2、2798-2、2809-2、2810-2、2811-2、2812-2、2823-2	
東根地区 畔藤地域 E-3	大字広野との字界線、 最上川右岸線、旧荒砥 町境界線、大字浅立と の字界線を順次結ん で囲まれた区域	(1) 小山沢、耳堂、町下、松岡、上杉沢、下杉沢集落内にそれぞれ介在する農用地 (2) 畔藤字町屋台 9541-1 (3) 畔藤字海生坂 1502-1、1503-1 (4) 畔藤字下澤田 1832-1、1835-1、1836-1、1836-2 (4) 畔藤字上越田 10091、10092-1、10093-1、10094-1 (5) 畔藤字瀧之原 23、24、字山之神 92、93、94-1、94-2、95、107-2、107-3、109、112-1、140-1、140-2、140-8、141-1～141-7、字坊 屋敷 147、147-2、148、149-1～149-3、151-3、151-4、157、173-1、174-1、175-1、176-1、177-1、177-2、178-1、179-1、180-2、181-1、 181-2、183、184-1、185-1、187、187-2、188-1、189-1、190-1、192-1、字小野ヶ澤 195、196、196-1、197、198-1、198-2、199、200、 201-1、202～204、204-1、206、207、210-1～210-3、211-1、211-2、212、213-1、214-2、215、216-1、218-1、218-2、219-1、220-1、 222-1、222-5、222-6、222-8、224-1、224-4、225、227-1、227-2、229-2、230、230-1、231-1、232-1、232-4、233、234-1、235、237、 240-1、241-1、242～244、245-1、246-1、247、250-1、251-1、256、257、字小野ヶ入 260-1、261-1、262-1、264-1、266、267-1、269-1、 270-3、271-1、273-1、276-1、277、277-2、278、278-2、279-3、285-1～285-3、字壺里塚 332-1、333-1、334-1、340、341、341-1、342-1、 343-1、343-2、343-4、344-1、344-8、346-1、348-1、348-2、349-1～349-4、349-6、349-7、349-9、353-1、356、356-1、371、字大船 澤 372-1、373-1、375-1、376～379、382-1、382-2、383-1、384-1、384-2、385、386、387-3、388、388-2、389、389-2、390、391、391-2、 392、392-2、393-1、393-4、393-5、393-6、394-1、394-3、395-1、396-1、402、403、405-1、406-1、406-2、407、407-2、408、字相 之澤 409、410-2、411、411-2、412-1、413-1～413-3、414-1～414-3、415、416-1、416-2、417-1、417-2、418-1～418-3、419、420、 421、422-1～422-5、423-1、424-1、425-1、字東ヶ坂 427、428、431-1～431-4、432-1、432-2、434、434-2、435-1、435-2、436、438-2、 439-1、439-4～439-6、440-1、440-2、440-5、440-6、441-1、441-4、442-1、443、444、444-2、445、446-1、447-1、449-1、452-2、 453-1、字長畑 455～457、458-1、458-3～458-5、459-1、459-3、460-1、461-1、461-2、462-1、462-2、463、465-1、467-1～467-3、470-3、 471-1、473、473-2、474～476、476-2、477、478、482-1、482-2、483、484、487、488-1、488-3、489、491-1、491-3、492、492-2、 字柳峽一 493、494、字柳峽二 496～504、505-1、505-2、506、字柳峽三 507～511、511-2、512、514、515-1、516-1、字七拾苺 518-1、	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
東根地区 畔藤地域 E-3	大字広野との字界線、最上川右岸線、旧荒砥町境界線、大字浅立との字界線を順次結んで囲まれた区域	<p>字七拾苜 518-2、524-1、526、527、527-2、528～530、530-2、531-1、531-3、532、532-2、533、533-2、535-1～535-3、536、537、字板倉 539、539-2、540、541-2、542、字板倉 543-1～543-4、544-1、544-3～544-6、545～547、字西之前 582、582-2、583-2、584、585、585-2、586、586-2、588、589、589-2、590、590-2、591、593-2、593-6、595-1、596、599-1、602-1、603-1、604、605、605-1、字板倉峠 8051、8052、8053-1、8053-3、8054、8061～8064、8065-1、8066-1、8066-2、8067、8072、8074-2、8076-4、8076-6～8076-8、8077-2、8077-5～8077-7、8077-10、8077-12、8077-14、8078-2～8078-4、8079-2～8079-5、字柳峽入 8082-1、8082-2、8083～8085、8111、8117-1～8117-3、8118-1、8118-2、8119、8120-1、8120-2、字西俣 8149-1、8150、8151-1、8151-2、8152、8153-1、8153-2、8154、字大澤 8155-1、字芦ヶ澤 8161-1、8163、8164-1、8164-2、8178、8179-1、8179-2、8180-1、8180-2、8181、8182、8186、8187-1、8187-2、8188、8189、8192-1、8192-2、8193-1、8193-2、8194-1、8194-2、8195、8196-1、8196-2、8197～8200、8201-1、8201-2、8202、8204、8208～8211、8213-1、8213-2、8214-2、8216～8219、8220-1、8220-2、8221、8222-1、8222-2、8223、8224、8225-2、8226-1、8227-1、8228、字狐越 8261、8262、8263-1、8263-2、8264、8265-2、8266、8267-1～8268-5、8268-7、8269、8270-1、8271-1、8271-2、8272-1、8273-1、字丸志田 8315-1、8315-2、8315-15、8315-16、8315-19～8315-23、8315-26、8315-28～8315-30、字萱場 8333、8340-1、8345-1～8345-3、8350-1、8350-2、8351、8352-1、8352-2、8353-2、8356、8357-1、8358、8359-1～8359-3、字大杉澤 8360～8364、8378-1～8378-3、8379-1、8380、字小坂 8419-1～419-3、8419-6～8419-10、8420、8421、字上戸屋 8665-1、8676～8679、8681、8682-1、8682-2、8683、字瀧ノ入口 8753-4、8753-5、8753-9～8753-12</p> <p>(6) 畔藤字瀧ノ入全域、字大杉澤全域</p> <p>(7) 畔藤字鷹ヶ巣全域</p> <p>(8) 畔藤字北澤全域、字須野全域</p>	

イ 現況山林、原野等にかかる農用地区域

下表に掲げる区域の土地は農用地区域とする。

地区・区域	番号	区域	備考
蚕桑地区 ・ 高玉地域	A-1	大字高玉の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
蚕桑地区 ・ 横田尻地域	A-2	大字横田尻の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
蚕桑地区 ・ 山口地域	A-3	大字山口の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鮎貝地区 ・ 鮎貝地域	B-1	大字鮎貝の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鮎貝地区 ・ 高岡地域	B-2	大字高岡の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鮎貝地区 ・ 深山地域	B-3	大字深山の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鮎貝地区 ・ 黒鴨地域	B-4	大字黒鴨の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
荒砥・十王地区 ・ 荒砥地域、十王地域	C-1	大字荒砥乙、大字十王の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
荒砥・十王地区 ・ 菖蒲地域	C-2	大字菖蒲の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
荒砥・十王地区 ・ 下山地域	C-3	大字下山の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
荒砥・十王地区 ・ 佐野原地域	C-4	大字佐野原の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
荒砥・十王地区 ・ 大瀬地域	C-5	大字大瀬の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鷹山地区 ・ 滝野地域	D-1	大字滝野の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鷹山地区 ・ 萩野地域	D-2	大字萩野の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鷹山地区 ・ 中山地域	D-3	大字中山の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
鷹山地区 ・ 針生地域	D-4	大字針生の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
東根地区 ・ 浅立地域	E-1	大字浅立の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
東根地区 ・ 広野地域	E-2	大字広野の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	
東根地区 ・ 畔藤地域	E-3	大字畔藤の区域のうち白鷹農業振興地域土地利用計画図に黄色で示す区域	

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域	番号	用途区分
蚕桑地区 ・ 高玉地域	A-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
蚕桑地区 ・ 横田尻地域	A-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
蚕桑地区 ・ 山口地域	A-3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鮎貝地区 ・ 鮎貝地域	B-1	農地：全区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鮎貝地区 ・ 高岡地域	B-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鮎貝地区 ・ 深山地域	B-3	農地：全区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鮎貝地区 ・ 黒鴨地域	B-4	農地：全区域
荒砥・十王地区 ・ 荒砥地域、十王地域	C-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
荒砥・十王地区 ・ 菖蒲地域	C-2	農地：全区域
荒砥・十王地区 ・ 下山地域	C-3	農地：全区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
荒砥・十王地区 ・ 佐野原地域	C-4	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域

地区・区域	番号	用途区分
荒砥・十王地区 ・ 大瀬地域	C-5	農地：全区域
鷹山地区 ・ 滝野地域	D-1	農地：全区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鷹山地区 ・ 萩野地域	D-2	農地：全区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鷹山地区 ・ 中山地域	D-3	農地：全区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
鷹山地区 ・ 針生地域	D-4	農地：全区域
東根地区 ・ 浅立地域	E-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
東根地区 ・ 広野地域	E-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
東根地区 ・ 畔藤地域	E-3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：白鷹農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域